

令和元年度

市 税 概 要



伊 達 市

目 次

I 市勢の概要	1
1 プロフィール	2
2 人口・世帯数等	3
3 産業別就業人口割合	3
II 財政の概要	4
1 令和元年度（平成31年度）各会計予算額（当初）	5
2 令和元年度（平成31年度）一般会計予算額（当初）	5
3 一般会計歳入中に占める自主・依存財源の割合（当初）	6
4 平成30年度歳入歳出決算額	7
5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合	8
III 市税の概要	9
1 組織および事務分掌	10
2 採用税率一覧表	11
3 令和元年度（平成31年度）市税予算額（当初）	13
4 平成30年度市税決算状況	14
5 税収入の推移および財源割合	16
6 徴税費（年度別）	18
7 市民の市税負担額	19
8 市税の減免状況	20
9 電子申告等の状況	21
IV 市民税	23
1 個人市民税の納税義務者	24
2 個人市民税の所得階層別納税義務者	24
3 個人市民税調定額（当初）	25
4 個人市民税の給与所得者に係る特別徴収実施率等	25
5 個人市民税調定額（現年課税分）の推移	26
6 個人市民税所得割の課税状況	27
7 法人市民税調定額（現年課税分）の推移	29
8 年度別法人数	29

V	固定資産税・都市計画税	30
1	固定資産の所有者	31
2	固定資産税・都市計画税の納税義務者	31
3	固定資産税の評価額	31
4	固定資産税の課税標準額・調定額	31
5	固定資産税調定額（現年課税分）の推移	32
6	都市計画税調定額（現年課税分）の推移	33
7	土地の概要	34
8	家屋の概要	36
9	新增築家屋の状況	38
10	滅失家屋の状況	38
11	償却資産種類別評価額の状況	38
12	国有資産等所在市町村交付金の状況	38
VI	諸 税	39
1	市たばこ税	40
2	入湯税	41
3	軽自動車税	42
4	国民健康保険税	44
VII	収 納	47
1	市税等収納率の状況	48
2	その他収入金の状況	49
3	未収額の状況	49
4	滞納処分の状況	49
5	徴収猶予・減免の状況	50
6	不納欠損額の状況	50
7	口座振替およびコンビニ納付の状況	51
8	督促状発布状況	53
9	市・道民税の徴収嘱託等の状況	53
VIII	参 考 資 料	54
1	道内市の採用税率一覧	55
2	道内の市別収納率状況	57
3	伊達市税条例改正等の変遷	60

I 市勢の概要

- 1 プロフィール
- 2 人口・世帯数等
- 3 産業別就業人口割合

1 プロフィール

(1) 沿革

本市は、現在の宮城県南部に位置する亶理町、亶理伊達家15代当主伊達邦成が率いての集団移住によって開拓されました。移住は1870年（明治3年）から1881年（明治14年）までの間、9回にわたって行われ、総勢約2,700人が移住しました。その後、1900年（明治33年）には伊達村が誕生し、以後、着実な開拓と発展により、1925年（大正14年）に町制施行、1972年（昭和47年）に市制施行となり、2006年（平成18年）には旧大滝村（現伊達市大滝区）と合併し、現在に至っています。一方、大滝区（旧大滝村）の開拓は、1894年（明治27年）に青森県人の永井五郎兵衛が優徳に入植したことが始まりと伝えられ、1896年（明治29年）に鹿児島県人の橋口文蔵により開拓されました。

気候は、日本海から津軽海峡を通過する対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖であり、初雪も11月と遅く降雪量も少ないことから「北の湘南」と称されています。一方、内陸に位置する大滝区は、寒さが厳しく最深積雪が100cmを上回ります。

産業面では第1次産業を柱に、農業は種類豊富な野菜が中心で「伊達野菜」の名でブランド化が展開され、高糖度のトマトや越冬玉ねぎの生産等、新たな取り組みも行っています。一方、大滝区は長芋やアロニア（小果実）の栽培等、付加価値の高い作物の生産に力を入れています。観光では、大滝区の変化に富んだ丘陵と森に囲まれている地形は、絶好のクロスカントリーコースとして愛好者が多く、スキーマラソンやノルディックウォーキングなどが開催されているほか、湯量豊富な「北湯沢温泉郷」には多くの観光客が訪れています。

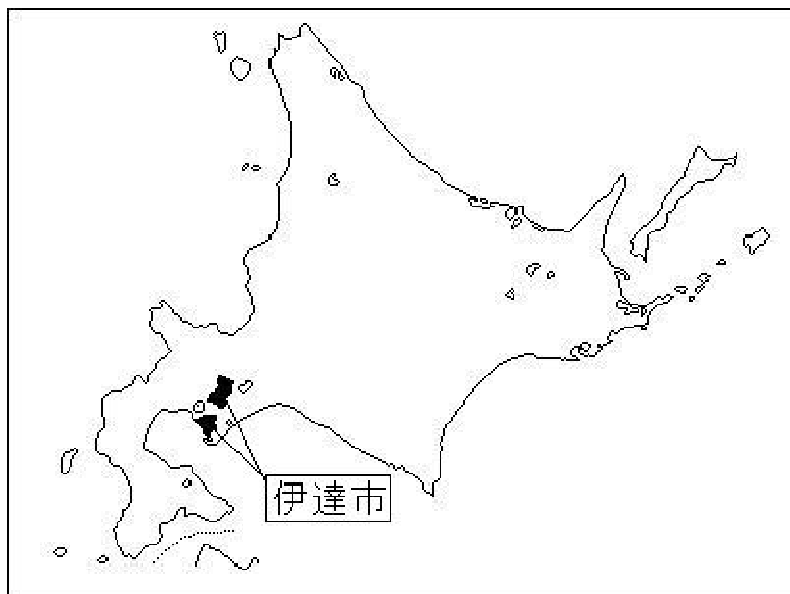
また1968年（昭和43年）に北海道が知的障がい者総合援護施設を開設したことを契機に、授産施設やグループホームの開設が相次ぎ、関連の就業者も多く、「福祉のまち」として、街中居住による市民との共生社会が実践されています。

(2) 位置

本市は北海道の中央南西部、噴火湾（内浦湾）に面し、道都である札幌市と函館市の中間に位置します。伊達地域と大滝区は壮瞥町を挟み、東は登別市・白老町・千歳市、西は喜茂別町・留寿都村・洞爺湖町、南は室蘭市、北は札幌市と接しています。

(3) 面積

444.2 Km²

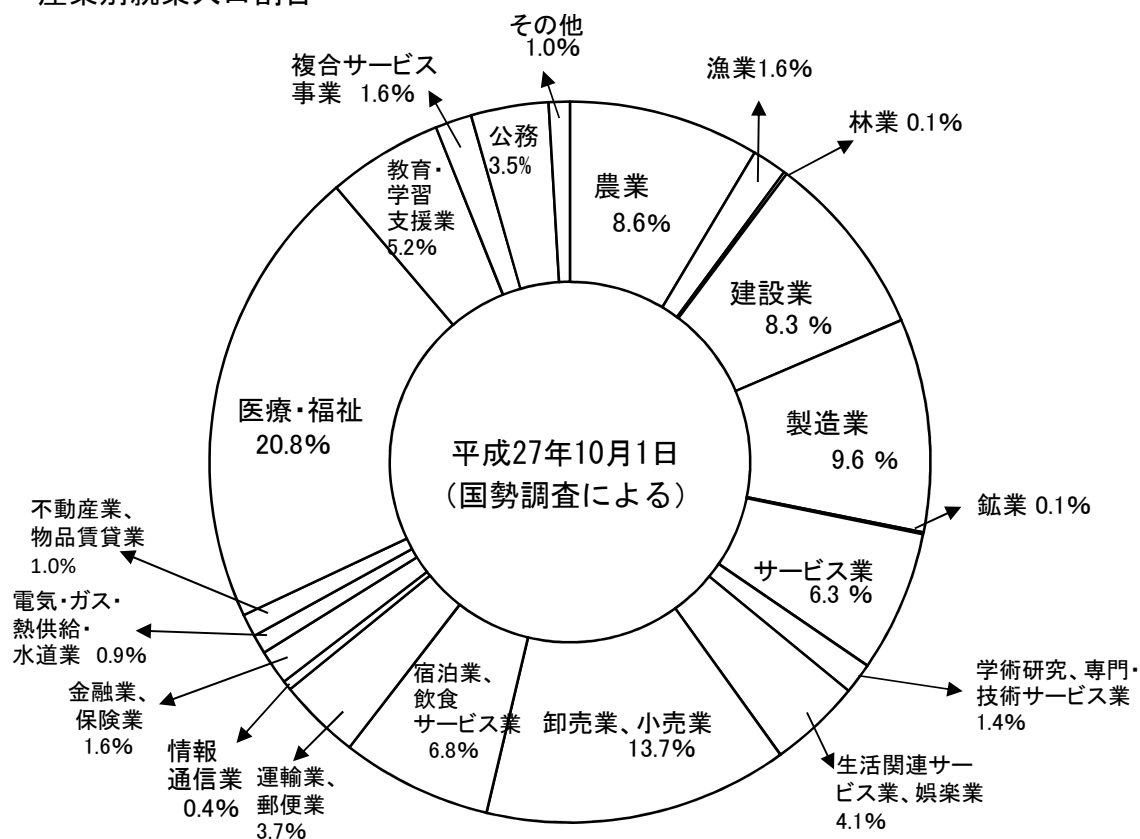


2 人口・世帯数等

区 分	年 度				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 口 (人)	35,620	35,330	34,871	34,579	34,083
世 帯 数 (世帯)	17,892	17,885	17,828	17,920	17,871
面 積 (k m ²)	444.3	444.2	444.2	444.2	444.2
1 k m ² 当 り 人 口 (人)	80	80	79	78	77
1k m ² 当 り 世 帯 数 (世帯)	40.3	40.3	40.1	40.3	40.2
税 務 職 員 数 (人)	24	23	22	22	22
税務職員1人当り人口(人)	1,484	1,536	1,585	1,572	1,549

※各年度3月31日現在

3 産業別就業人口割合



Ⅱ 財政の概要

- 1 令和元年度（平成31年度）各会計予算額（当初）
- 2 令和元年度（平成31年度）一般会計予算額（当初）
- 3 令和元年度（平成31年度）
一般会計歳入に係る自主・依存財源の割合（当初）
- 4 平成30年度歳入歳出決算額
- 5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合

1 令和元年度（平成31年度）各会計予算額（当初）

（単位：千円・％）

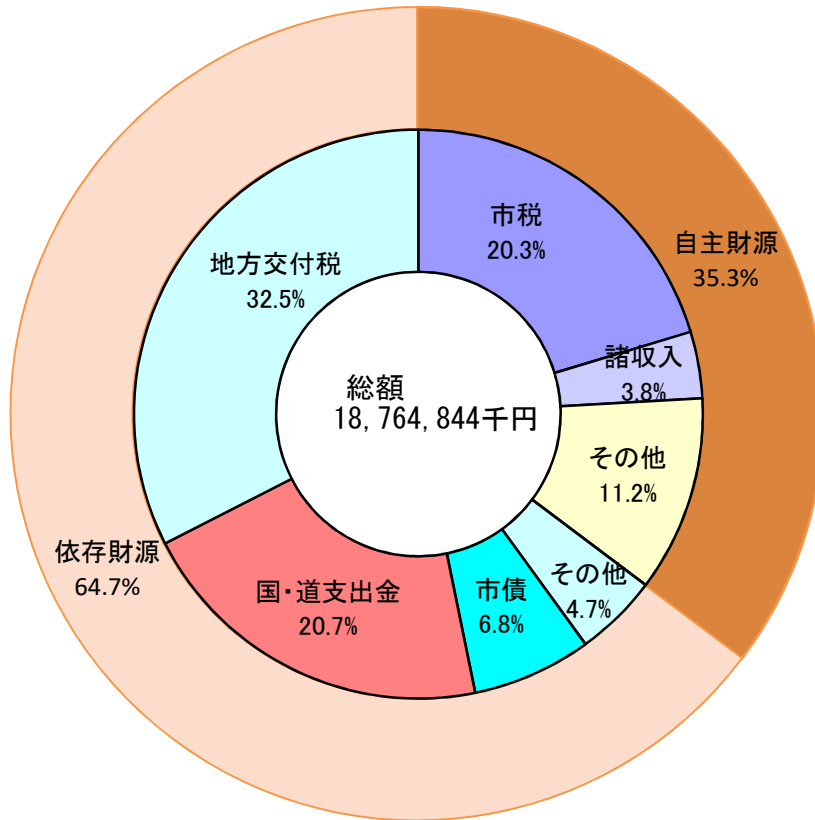
会 計 名		本 年 度	前年度（当初）	比 較 増 減	伸 び 率
一 般 会 計		18,764,844	17,984,173	780,671	4.3
特 別 会 計	国民健康保険	4,653,538	4,816,427	△ 162,889	△ 3.4
	介護保険	3,688,912	3,561,860	127,052	3.6
	霊園	2,888	2,741	147	5.4
	後期高齢者医療	607,376	571,357	36,019	6.3
	計	8,952,714	8,952,385	329	0.0
合 計		27,717,558	26,936,558	781,000	2.9

2 令和元年度（平成31年度）一般会計予算額（当初）

（単位：千円・％）

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
市 税	3,815,657	20.3	議 会 費	145,954	0.8
地 方 譲 与 税	190,000	1.0	総 務 費	4,594,274	24.5
利 子 割 交 付 金	4,000	0.0	民 生 費	5,073,567	27.0
配 当 割 交 付 金	7,000	0.0	衛 生 費	1,015,279	5.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000	0.0	労 働 費	19,701	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金	630,000	3.4	農 林 水 産 業 費	496,536	2.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	6,000	0.0	商 工 費	177,872	1.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	0.2	土 木 費	924,919	4.9
地 方 特 例 交 付 金	12,000	0.1	教 育 費	2,312,721	12.3
地 方 交 付 税	6,100,000	32.5	公 債 費	2,189,190	11.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000	0.0	諸 支 出 金	1,764,831	9.4
分 担 金 及 び 負 担 金	239,605	1.3	予 備 費	50,000	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	538,882	2.9			
国 庫 支 出 金	2,636,545	14.1			
道 支 出 金	1,246,593	6.6			
財 産 収 入	35,090	0.2			
寄 附 金	44,501	0.2			
繰 入 金	1,184,235	6.3			
繰 越 金	50,000	0.3			
諸 収 入	708,636	3.8			
市 債	1,276,100	6.8			
歳 入 合 計	18,764,844		歳 出 合 計	18,764,844	

3 令和元年度（平成31年度）
 一般会計歳入に係る自主・依存財源の割合（当初）



(単位：千円)

自主財源		依存財源		合計
市税	3,815,657	地方交付税	6,100,000	
諸収入	708,636	国・道支出金	3,883,138	
その他	2,092,313	市債	1,276,100	
		その他	889,000	
計	6,616,606	計	12,148,238	

4 平成30年度歳入歳出決算額

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算との比較
歳 入 合 計	18,948,864	18,190,333	△ 758,531
1 市 税	3,779,016	4,008,220	229,204
2 地 方 譲 与 税	190,000	199,495	9,495
3 利 子 割 交 付 金	3,000	5,335	2,335
4 配 当 割 交 付 金	7,000	7,174	174
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,000	6,179	3,179
6 地 方 消 費 税 交 付 金	550,000	671,243	121,243
7 ゴルフ場利用税交付金	6,000	6,402	402
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	45,111	15,111
9 地 方 特 例 交 付 金	16,130	16,130	0
10 地 方 交 付 税	6,264,533	6,357,530	92,997
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000	4,337	△ 663
12 分 担 金 及 び 負 担 金	230,047	226,524	△ 3,523
13 使 用 料 及 び 手 数 料	516,366	504,224	△ 12,142
14 国 庫 支 出 金	2,684,385	2,585,378	△ 99,007
15 道 支 出 金	1,154,593	1,146,662	△ 7,931
16 財 産 収 入	131,752	63,067	△ 68,685
17 寄 附 金	61,851	54,786	△ 7,065
18 繰 入 金	1,012,335	73,832	△ 938,503
19 繰 越 金	561,438	561,438	△ 0
20 諸 収 入	365,881	371,129	5,248
21 市 債	1,376,537	1,276,137	△ 100,400
歳 出 合 計	18,948,864	17,813,584	△ 1,135,280
1 議 会 費	141,394	139,025	△ 2,369
2 総 務 費	4,755,707	4,560,029	△ 195,678
3 民 生 費	4,824,978	4,616,561	△ 208,417
4 衛 生 費	811,109	708,639	△ 102,470
5 労 働 費	19,473	19,219	△ 254
6 農 林 水 産 業 費	566,629	494,080	△ 72,549
7 商 工 費	180,983	153,593	△ 27,390
8 土 木 費	1,557,562	1,276,867	△ 280,695
9 教 育 費	1,931,169	1,829,399	△ 101,770
10 公 債 費	2,219,352	2,218,925	△ 427
11 諸 支 出 金	1,635,361	1,537,260	△ 98,101
12 予 備 費	25,986	0	△ 25,986
13 災 害 復 旧 費	279,161	259,988	△ 19,173

5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合

(単位：千円・%)

区 分	平成29年度	構成比	前年比	平成30年度	構成比	前年比
歳 入 合 計	21,149,888		113.2	18,190,333		86.0
市 税	3,819,773	18.1	99.1	4,008,220	22.0	104.9
地 方 譲 与 税	195,735	0.9	99.6	199,495	1.1	101.9
利 子 割 交 付 金	6,547	0.0	177.3	5,335	0.0	81.5
地 方 交 付 税	6,268,585	29.6	98.3	6,357,530	35.0	101.4
国庫支出金・道支出金	3,812,878	18.0	97.2	3,732,040	20.5	97.9
繰 越 金	960,966	4.6	90.8	561,438	3.1	58.4
市 債	3,228,977	15.3	226.1	1,276,137	7.0	39.5
そ の 他	2,856,427	13.5	154.7	2,050,139	11.3	71.8
歳 出 合 計	20,588,451		116.1	17,813,584		86.5
議 会 費	146,426	0.7	104.5	139,025	0.8	94.9
総 務 費	4,182,799	20.3	114.2	4,560,029	25.6	109.0
民 生 費	5,193,700	25.2	109.7	4,616,561	25.9	88.9
衛 生 費	676,508	3.3	91.3	708,639	4.0	104.7
労 働 費	19,403	0.1	95.3	19,219	0.1	99.1
農 林 水 産 業 費	499,910	2.4	76.9	494,080	2.8	98.8
商 工 費	222,633	1.1	146.0	153,593	0.9	69.0
土 木 費	1,823,398	8.9	82.1	1,276,867	7.2	70.0
消 防 費 (注)	679,025	3.3	104.6	0	0.0	0.0
教 育 費	3,262,712	15.8	306.3	1,829,399	10.3	56.1
公 債 費	2,134,657	10.4	99.2	2,218,925	12.4	103.9
諸 支 出 金	1,517,384	7.4	104.5	1,537,260	8.6	101.3
予 備 費	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
災 害 復 旧 費	229,896	1.1	266.4	259,988	1.4	113.1
財 政 力 指 数	0.395	—	—	0.394	—	—
経 常 収 支 比 率	88.1%	—	—	87.2%	—	—
実 質 公 債 費 比 率	7.7%	—	—	6.7%	—	—
将 来 負 担 比 率	3.6%	—	—	—	—	—

(注) 歳出のうち[消防費]に係る経費は、平成30年度は[総務費]に含まれる。

Ⅲ 市税の概要

- 1 組織および事務分掌
- 2 採用税率一覧表
- 3 令和元年度（平成31年度）市税予算額（当初）
- 4 平成30年度市税決算状況
- 5 税収入の推移および財源割合
- 6 徴税費（年度別）
- 7 市民の市税負担額
- 8 市税の減免状況
- 9 電子申告等の状況

1 組織および事務分掌

部	課	係(人員)	事 務 分 掌
企画財政部	税務課 (17)	市民税係 (4)	1 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課関係事務の総合調整に関する事 2 個人市民税及び個人道民税の賦課に関する事 3 法人市民税の賦課に関する事 4 市たばこ税の賦課に関する事 5 入湯税の賦課に関する事
		資産税係 (4)	6 固定資産税の賦課に関する事 7 軽自動車税の賦課に関する事 8 都市計画税の賦課に関する事
		管理係 (2)	9 個人道民税徴収取扱費に関する事 10 口座振替納税に関する事 11 市税(国民健康保険税を除く。)の消込み及び収入原簿の整理保管に関する事 12 市税(国民健康保険税を除く。)に関する証明に関する事 13 納税貯蓄組合に関する事 14 課に属する税制調査及び税務統計に関する事
	収納対策室 (6)	納税係 (5)	15 市税の徴収関係事務の総合調整に関する事 16 納税の督促に関する事 17 納税の猶予に関する事 18 滞納処分及び執行停止に関する事 19 不納欠損処分に関する事 20 市税(国民健康保険税を除く。)の督促状発付に関する事 21 徴収の嘱託及び受託に関する事 22 納税意識の啓発に関する事
大滝総合支所	地域振興課 (5)	地域住民係	1 市税に関する事

※人員は平成31年4月1日現在

2 採用税率一覧表

税目	区分		標準税率	制限税率	採用税率	
市民税	個人	均等割	3,500円	-円	3,500円	
		所得割	6%	-%	6%	
	法人	均等割	法第312条第1項第1号の法人	50,000円	60,000円	60,000円
			法第312条第1項第2号の法人	120,000円	144,000円	144,000円
			法第312条第1項第3号の法人	130,000円	156,000円	156,000円
			法第312条第1項第4号の法人	150,000円	180,000円	180,000円
			法第312条第1項第5号の法人	160,000円	192,000円	192,000円
			法第312条第1項第6号の法人	400,000円	480,000円	480,000円
			法第312条第1項第7号の法人	410,000円	492,000円	492,000円
			法第312条第1項第8号の法人	1,750,000円	2,100,000円	2,100,000円
			法第312条第1項第9号の法人	3,000,000円	3,600,000円	3,600,000円
	法人税割	9.7%	12.1%	12.1%		
固定資産税			1.4%	-%	1.4%	
都市計画税			-%	0.3%	0.3%	
鉦産税	月産200万円を超える		1.0%	1.2%	1.0%	
	月産200万円以下		0.7%	0.9%	0.7%	
市たばこ税	千本につき		5,692円	-円	5,692円	
	旧3級品千本につき		4,000円	-円	4,000円	

※平成31年4月1日現在

税 目	区 分		標 準 税 率	制 限 税 率	採 用 税 率	
軽自動車税	原動機付 自 転 車	総排気量50cc以下	年額 2,000 円	年額 3,000 円	年額 2,000 円	
		” 50cc超90cc以下	年額 2,000 円	年額 3,000 円	年額 2,000 円	
		” 90cc超	年額 2,400 円	年額 3,600 円	年額 2,400 円	
		三 輪 以 上 の も の	年額 3,700 円	年額 5,550 円	年額 3,700 円	
	軽自動車	二 輪		年額 3,600 円	年額 5,400 円	年額 3,600 円
		三 輪		年額 3,900 円	年額 5,850 円	年額 3,900 円
		四輪乗用	自家用	年額 10,800 円	年額 16,200 円	年額 10,800 円
			営業用	年額 6,900 円	年額 10,350 円	年額 6,900 円
		四輪貨物	自家用	年額 5,000 円	年額 7,500 円	年額 5,000 円
			営業用	年額 3,800 円	年額 5,700 円	年額 3,800 円
	専ら雪上を走行するもの		年額 3,000 円	年額 4,500 円	年額 3,000 円	
	小型特殊 自 動 車	農 耕 作 業 用		年額 2,400 円	年額 3,600 円	年額 2,400 円
		そ の 他		年額 5,900 円	年額 8,850 円	年額 5,900 円
	二 輪 の 小 型 自 動 車		年額 6,000 円	年額 9,000 円	年額 6,000 円	
入 湯 税	一 般 入 浴 客	日 帰 り	150 円	- 円	50 円	
		宿 泊 (1泊につき)			150 円	
	修学旅行の学生 (高校生以上)	日 帰 り			40 円	
		宿 泊 (1泊につき)			80 円	
	湯 治 客	宿 泊 (1泊につき)			50 円	

※軽自動車税は三輪以上で燃費性能の優れた車両が軽減特例、又最初の登録から13年を超えた軽四輪車が重課適用

3 令和元年度（平成31年度）市税予算額（当初）

（単位：千円・％）

年度 税目	平成30年度		令和元年度		比較増減	
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	(B)－(A)	(B)／(A)
市税合計	3,779,016		3,815,657		36,641	101.0
現年課税分	3,750,785	99.3	3,789,923	99.3	39,138	101.0
滞納繰越分	28,231	0.7	25,734	0.7	△ 2,497	91.2
市民税	1,528,472	40.4	1,544,425	40.5	15,953	101.0
個人	1,322,391	35.0	1,324,949	34.7	2,558	100.2
均等割	55,607	1.5	55,771	1.4	164	100.3
所得割	1,252,670	33.1	1,256,548	33.0	3,878	100.3
滞納繰越分	14,114	0.4	12,630	0.3	△ 1,484	89.5
法人	206,081	5.4	219,476	5.8	13,395	106.5
均等割	102,518	2.7	103,112	2.7	594	100.6
法人税割	102,666	2.7	115,722	3.1	13,056	112.7
滞納繰越分	897	0.0	642	0.0	△ 255	71.6
固定資産税	1,629,250	43.1	1,629,270	42.7	20	100.0
固定資産税	1,613,563	42.7	1,613,379	42.3	△ 184	100.0
土地	401,317	10.6	401,224	10.5	△ 93	100.0
家屋	782,778	20.7	791,531	20.7	8,753	101.1
償却資産	418,207	11.1	410,139	10.8	△ 8,068	98.1
滞納繰越分	11,261	0.3	10,485	0.3	△ 776	93.1
国有資産等所在市 交付金	15,687	0.4	15,891	0.4	204	101.3
軽自動車税	74,654	2.0	75,810	2.0	1,156	101.5
現年課税分	73,764	2.0	74,967	2.0	1,203	101.6
滞納繰越分	890	0.0	843	0.0	△ 47	94.7
市たばこ税	293,206	7.8	307,048	8.0	13,842	104.7
入湯税	29,287	0.8	33,910	0.9	4,623	115.8
都市計画税	224,142	5.9	225,194	5.9	1,052	100.5
土地	103,896	2.7	103,550	2.7	△ 346	99.7
家屋	119,182	3.2	120,510	3.2	1,328	101.1
滞納繰越分	1,064	0.0	1,134	0.0	70	106.6
特別土地保有税	5	0.0	皆減	—	—	—
滞納繰越分	5	0.0	皆減	—	—	—

4 平成30年度市税決算状況

(1) 決算額

(単位:千円・%)

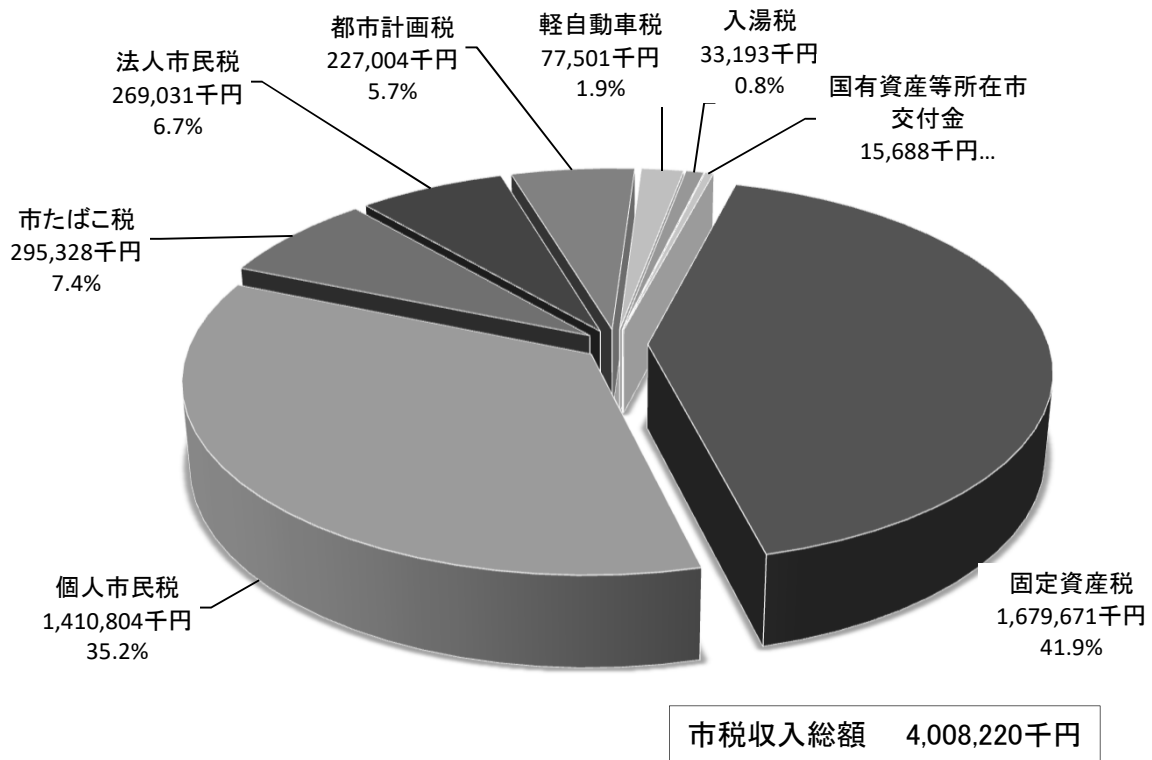
区分 税目	予算額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	還付 未済額
市税合計	3,779,016	4,098,437	4,008,220	7,036	83,304	97.8	123
現年課税分	3,750,785	3,999,224	3,977,651	2,675	19,021	99.5	123
滞納繰越分	28,231	99,213	30,569	4,361	64,283	30.8	
市民税	1,528,472	1,720,474	1,679,835	2,119	38,556	97.6	36
個人	1,322,391	1,449,613	1,410,804	2,084	36,761	97.3	36
現年課税分	1,308,277	1,405,652	1,394,417	357	10,914	99.2	36
滞納繰越分	14,114	43,961	16,387	1,727	25,847	37.3	
法人	206,081	270,861	269,031	35	1,795	99.3	
現年課税分	205,184	269,324	268,470		854	99.7	
滞納繰越分	897	1,537	561	35	941	36.5	
固定資産税	1,629,250	1,738,163	1,695,359	4,335	38,530	97.5	61
固定資産税	1,613,563	1,722,475	1,679,671	4,335	38,530	97.5	61
現年課税分	1,602,302	1,675,741	1,667,979	2,041	5,782	99.5	61
滞納繰越分	11,261	46,734	11,692	2,294	32,748	25.0	
国有資産等所在 市交付金	15,687	15,688	15,688			100.0	
軽自動車税	74,654	79,941	77,501	90	2,368	96.9	
現年課税分	73,764	77,337	76,667		688	99.1	18
滞納繰越分	890	2,604	834	90	1,680	32.0	
市たばこ税	293,206	295,328	295,328			100.0	
入湯税	29,287	33,193	33,193			100.0	
都市計画税	224,142	231,338	227,004	492	3,850	98.1	8
現年課税分	223,078	226,961	225,909	277	783	99.5	8
滞納繰越分	1,064	4,377	1,095	215	3,067	25.0	
特別土地保有税	5			—	—	—	—
滞納繰越分	5			—	—	—	—

(2) 決算額の内訳

(単位：千円・%)

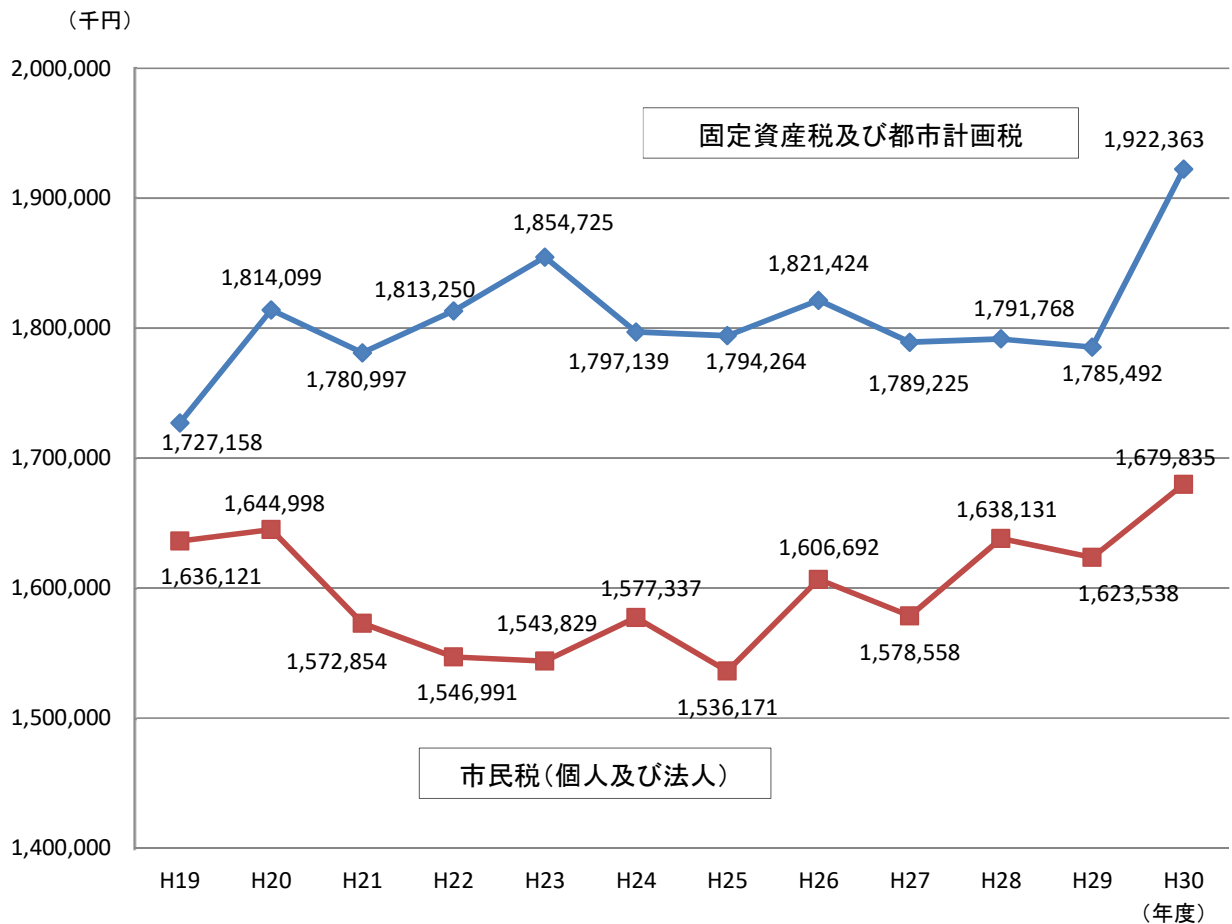
区 分		年 度		平成 29 年 度			平成 30 年 度		
		調 定 額	収 入 額	収 納 率	調 定 額	収 入 額	収 納 率		
合 計	現 年 度 分	3,811,345	3,786,071	99.3	3,999,224	3,977,651	99.5		
	滞 納 繰 越 分	114,311	33,702	29.5	99,213	30,569	30.8		
	合 計	3,925,656	3,819,773	97.3	4,098,437	4,008,220	97.8		
市 民 税	現 年 度 分	個 人	均 等 割	56,980	56,505	99.2	57,082	56,626	99.2
			所 得 割	1,338,266	1,327,121	99.2	1,348,570	1,337,791	99.2
			計	1,395,246	1,383,626	99.2	1,405,652	1,394,417	99.2
		法 人	均 等 割	105,264	104,879	99.6	102,997	102,166	99.2
			法 人 税 割	117,238	117,187	100.0	166,327	166,304	100.0
			計	222,502	222,066	99.8	269,324	268,470	99.7
	小 計	1,617,748	1,605,692	99.3	1,674,976	1,662,887	99.3		
	滞 繰 分	個 人	51,006	16,948	33.2	43,961	16,387	37.3	
		法 人	2,232	898	40.2	1,537	561	36.5	
		小 計	53,238	17,846	33.5	45,498	16,948	37.2	
	合 計	1,670,986	1,623,538	97.2	1,720,474	1,679,835	97.6		
	固 定 資 産 税	現 年 度 分	純 固 定 資 産 税	土 地	419,421	416,531	99.3	410,054	408,154
家 屋				829,497	823,782	99.3	800,669	796,961	99.5
償 却 資 産				362,381	359,884	99.3	465,018	462,864	99.5
計				1,611,299	1,600,197	99.3	1,675,741	1,667,979	99.5
交 付 金		15,445	15,445	100.0	15,688	15,688	100.0		
滞 納 繰 越 分		53,130	13,376	25.2	46,734	11,692	25.0		
合 計		1,679,874	1,629,018	97.0	1,738,163	1,695,359	97.5		
軽 自 動 車 税	現 年 度 分	74,621	73,581	98.6	77,337	76,667	99.1		
	滞 納 繰 越 分	2,889	1,142	39.5	2,604	834	32.0		
	合 計	77,510	74,723	96.4	79,941	77,501	96.9		
市 た ば こ 税	306,454	306,454	100.0	295,328	295,328	100.0			
入 湯 税	29,478	29,478	100.0	33,193	33,193	100.0			
都 市 計 画 税	現 年 度 分	土 地	家 屋	72,429	71,931	99.3	105,582	105,093	99.5
			家 屋	83,871	83,293	99.3	121,379	120,816	99.5
			計	156,300	155,224	99.3	226,961	225,909	99.5
	滞 納 繰 越 分	4,966	1,250	25.2	4,377	1,095	25.0		
	合 計	161,266	156,474	97.0	231,338	227,004	98.1		
特 別 土 地 保 有 税	滞 納 繰 越 分	88	88	100.0	—	—	—		
	合 計	88	88	100.0	—	—	—		

(3) 平成30年度市税決算額の税目別割合

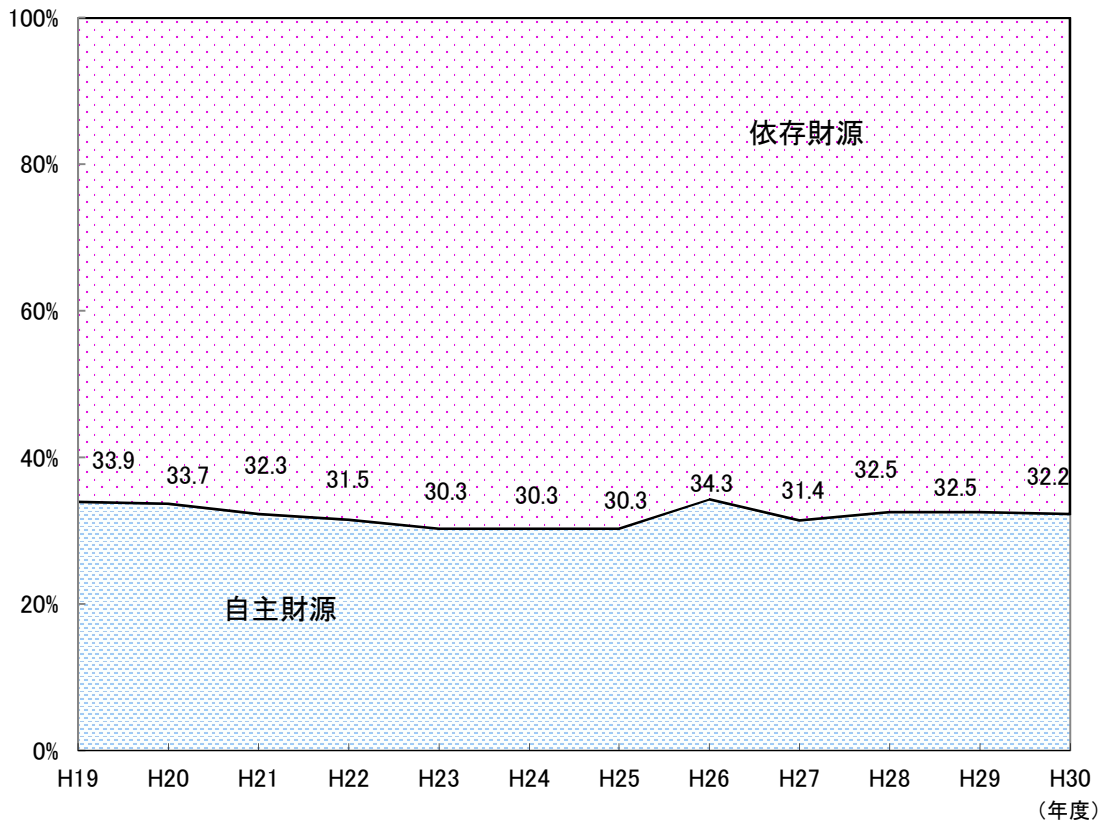


5 税収入の推移および財源割合

(1) 基幹税目の税収の推移



(2) 歳入決算に占める市税等自主財源の割合



(単位：百万円・%)

年度	区分	自主財源			依存財源					合計
		市税	諸収入 その他	計	地方 交付税	国・道 支出金	市債	その他	計	
H26	金額	3,859	2,667	6,526	6,635	3,937	1,216	692	12,479	19,005
	構成比	20.3	14.0	34.3	34.9	20.7	6.4	3.6	65.7	100.0
	前年比	102.1	121.8	109.3	96.5	87.4	72.2	106.6	91.0	96.6
H27	金額	3,788	1,963	5,751	6,581	3,757	1,256	982	12,576	18,328
	構成比	20.7	10.7	31.4	35.9	20.5	6.9	5.4	68.6	100.0
	前年比	98.2	73.6	88.1	99.2	95.4	103.2	142.0	100.8	96.4
H28	金額	3,855	2,211	6,066	6,379	3,922	1,428	893	12,622	18,688
	構成比	20.6	11.8	32.5	34.1	21.0	7.6	4.8	67.5	100.0
	前年比	101.8	112.6	105.5	96.9	104.4	113.7	90.9	100.4	102.0
H29	金額	3,820	3,062	6,882	6,269	3,813	3,229	958	14,268	21,150
	構成比	18.1	14.5	32.5	29.6	18.0	15.3	4.5	67.5	100.0
	前年比	99.1	138.5	113.4	98.3	97.2	226.1	107.2	113.0	113.2
H30	金額	4,008	1,855	5,863	6,358	3,732	1,276	961	12,327	18,190
	構成比	22.0	10.2	32.2	35.0	20.5	7.0	5.3	67.8	100.0
	前年比	104.9	60.6	85.2	101.4	97.9	39.5	100.4	86.4	86.0

6 徴税費(年度別)

(単位：千円・%・人)

区 分		年 度					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
税 収 入 額	(1) 市 税	3,859,343	3,788,084	3,855,483	3,819,773	4,008,220	
	(2) 個人道民税	899,218	901,462	932,383	920,375	927,127	
	(3) 合 計	4,758,561	4,689,546	4,787,866	4,740,148	4,935,347	
徴 税 費	人 件 費	(4) 基 本 給	63,918	60,977	57,921	60,738	60,607
		(5) 諸 手 当	51,763	49,071	45,039	46,437	47,686
		ア 超過勤務手当	4,135	3,439	3,346	3,835	3,476
		イ 税務特別手当	109	78	73	59	82
		ウ その他の手当	47,519	45,554	41,620	42,543	44,128
		(6) そ の 他	21,112	19,937	18,444	20,395	20,747
		(7) 小 計	136,793	129,985	121,404	127,570	129,040
	需 用 費	(8) 旅 費	158	174	221	292	410
		(9) 賃 金	3,424	3,786	3,643	4,743	4,164
		(10) そ の 他	10,697	4,525	16,967	12,360	5,660
		(11) 小 計	14,279	8,485	20,831	17,395	10,234
	そ の 他	(12) そ の 他	—	—	—	—	—
	合 計	(13)	151,072	138,470	142,235	144,965	139,274
道 税 徴 収 金 委 託 金	(14) 納 税 義 務 割	48,786	48,387	49,125	48,750	48,870	
	(15) 納 税 実 績 割	21	27	45	17	17	
	(16) そ の 他	1,634	2,831	3,606	1,869	1,939	
	(17) 合 計	50,441	51,245	52,776	50,636	50,826	
(13) - (17)	(18)	100,631	87,225	89,459	94,329	88,448	
税 収 入 額 対 する 徴 税 費 の 割 合	(13) ÷ (3)	3.2	3.0	3.0	3.1	2.8	
	(18) ÷ (1)	2.6	2.3	2.3	2.5	2.2	
徴 税 職 員 数	吏 員 発 令 数	24	23	22	22	22	

※課税状況等調及び決算統計による

7 市民の市税負担額

区 分		年 度				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 口 (人)		35,620	35,330	34,871	34,579	34,083
世 帯 数 (世帯)		17,892	17,885	17,828	17,920	17,871
個 人 市 民 税	税 額 (千円)	1,364,479	1,370,422	1,416,004	1,395,246	1,405,652
	1人当たり負担額 (円)	38,307	38,789	40,607	40,350	41,242
	前年比 (%)	102.7	101.3	104.7	99.4	102.2
	1世帯当たり負担額 (円)	76,262	76,624	79,426	77,860	78,655
	前年比 (%)	101.8	100.5	103.7	98.0	101.0
固 定 資 産 税	税 額 (千円)	1,654,561	1,614,729	1,611,386	1,611,299	1,675,741
	1人当たり負担額 (円)	46,450	45,704	46,210	46,598	49,166
	前年比 (%)	102.9	98.4	101.1	100.8	105.5
	1世帯当たり負担額 (円)	92,475	90,284	90,385	89,916	93,769
	前年比 (%)	102.0	97.6	100.1	99.5	104.3
そ の 他 の 市 税	税 額 (千円)	844,825	799,396	817,191	804,800	917,831
	1人当たり負担額 (円)	23,718	22,627	23,435	23,274	26,929
	前年比 (%)	105.9	95.4	103.6	99.3	115.7
	1世帯当たり負担額 (円)	47,218	44,696	45,838	44,911	51,359
	前年比 (%)	105.0	94.7	102.6	98.0	114.4
市 税 合 計	税 額 (千円)	3,863,865	3,784,547	3,844,581	3,811,345	3,999,224
	1人当たり負担額 (円)	108,475	107,120	110,252	110,221	117,338
	前年比 (%)	103.4	98.8	102.9	100.0	106.5
	1世帯当たり負担額 (円)	215,955	211,605	215,648	212,687	223,783
	前年比 (%)	102.6	98.0	101.9	98.6	105.2

※人口・世帯数は各年度の3月31日現在

※税額は現年課税分調定額

8 市税の減免状況

(単位；人・千円)

税目区分・根拠規定			年 度					
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
市民税	個人	第51条第1項 第1号(生保減免)	申請数		5	4	4	5
			減免額		247	47	166	144
	法人	第51条第1項 第4号(公益)・ 第5号(非収益)	申請数	7	9	8	8	8
			減免額	420	495	480	480	480
小 計			申請数	7	14	12	12	13
			減免額	420	742	527	646	624
構 成 比			(%)	9.8	16.0	11.4	13.0	13.4
固定資産税 及び 都市計画税	第71条第1項 第1号(生保減免)	申請数	26	24	27	24	29	
		減免額	357	324	426	354	395	
	第71条第1項 第2号(公益減免)	申請数	1	1	1	1	1	
		減免額	1,790	1,778	1,778	1,778	1,795	
	第71条第1項 第3号(災害減免)	申請数	2	5		1		
		減免額	69	80		226		
	第71条第1項 第4号(特別減免)	申請数	2	2	2	2	2	
		減免額	572	531	531	531	519	
小 計			申請数	31	32	30	28	32
			減免額	2,788	2,713	2,735	2,889	2,709
構 成 比			(%)	64.9	58.7	59.4	58.2	58.0
軽自動車税	第90条第1項 第1号(身障等減免)	申請数	167	177	176	175	165	
		減免額	1,091	1,169	1,344	1,431	1,339	
	構 成 比	(%)	25.4	25.3	29.2	28.8	28.7	
市 税 合 計			申請数	205	223	218	215	210
			減免額	4,299	4,624	4,606	4,966	4,672
前 年 比			(%)	102.0	107.6	99.6	107.8	94.1

9 電子申告等の状況

区 分		年 度	平成 26 年度				平成 27 年度			
			電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計
個人市民税	給与支払報告書の提出受理数	件数	3,457	1,493	15,477	20,427	3,920	1,291	18,515	23,726
		利用率	16.9	7.3	75.8	100.0	16.5	5.5	78.0	100.0
		前年比	—	—	—	—	113.4	86.5	119.6	116.2
	公的年金等支払報告書の提出受理数	件数	17,106		465	17,571	17,579		110	17,689
		利用率	97.4		2.6	100.0	99.4		0.6	100.0
		前年比	—	—	—	—	102.8	—	23.7	100.7
法人市民税	申告受理数	件数	139		866	1,005	501		505	1,006
		利用率	13.8		86.2	100.0	49.8		50.2	100.0
		前年比	—	—	—	—	360.4	—	58.3	100.1
固定資産税	償却資産申告受理数	件数	117		1,448	1,565	160		1,247	1,407
		利用率	7.5		92.5	100.0	11.4		88.6	100.0
		前年比	—	—	—	—	136.8	—	86.1	89.9
合 計	件数	20,819	1,493	18,256	40,568	22,160	1,291	20,377	43,828	
	eLTAX利用率	51.3	3.7	45.0	100.0	50.6	2.9	46.5	100.0	
	前年比	—	—	—	—	106.4	86.5	111.6	108.0	

※電子申告等には eL T A X（地方税ポータルシステム）利用による電子申告及び電子的提出を含み、本市では平成26年度賦課から導入

(単位：件・%)

平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度			
電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計
4,945	1,485	14,389	20,819	5,698	1,415	13,858	20,971	5,480	1,296	14,933	21,709
23.8	7.1	69.1	100.0	27.2	6.7	66.1	100.0	25.2	6.0	68.8	100.0
126.1	115.0	77.7	87.7	115.2	95.3	96.3	100.7	96.2	91.6	107.8	103.5
17,805		37	17,842	17,998		10	18,008	18,595		7	18,602
99.8		0.2	100.0	99.9		0.1	100.0	100.0			100.0
101.3	—	33.6	100.9	101.1	—	27.0	100.9	103.3	—	70.0	103.3
661		446	1,107	697		396	1,093	746		333	1,079
59.7		40.3	100.0	63.8		36.2	100.0	69.1		30.9	100.0
131.9	—	88.3	110.0	105.4	—	88.8	98.7	107.0	—	84.1	98.7
290		1,123	1,413	334		1,077	1,411	359		995	1,354
20.5		79.5	100.0	23.7		76.3	100.0	26.5		73.5	100.0
181.3	—	90.1	100.4	115.2	—	95.9	99.9	107.5	—	92.4	96.0
23,701	1,485	15,995	41,181	24,727	1,415	15,341	41,483	25,180	1,296	16,268	42,744
57.6	3.6	38.8	100.0	59.7	3.4	37.0	100.1	58.9	3.0	38.1	100.0
107.0	115.0	78.5	94.0	104.3	95.3	95.9	100.7	101.8	91.6	106.0	103.0

IV 市民税

- 1 個人市民税の納税義務者
- 2 個人市民税の所得階層別納税義務者
- 3 個人市民税調定額（当初）
- 4 個人住民税の給与所得者に係る特別徴収実施率等
- 5 個人市民税調定額（現年課税分）の推移
- 6 個人市民税所得割の課税状況
- 7 法人市民税調定額（現年課税分）の推移
- 8 年度別法人数

1 個人市民税の納税義務者

(単位：人)

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分						
均等を 割める み者	給与所得者	989	941	915	879	838
	営業等所得者	92	96	90	95	87
	農業所得者	37	33	41	47	51
	その他の所得者	833	827	831	840	874
	小計	1,951	1,897	1,877	1,861	1,850
均割等 を割納 とめ 所 得者	給与所得者	11,087	11,283	11,258	11,331	11,385
	営業等所得者	438	426	432	404	376
	農業所得者	149	190	156	142	145
	その他の所得者	2,497	2,557	2,529	2,515	2,524
	小計	14,171	14,456	14,375	14,392	14,430
合 計	給与所得者	12,076	12,224	12,173	12,210	12,223
	営業等所得者	530	522	522	499	463
	農業所得者	186	223	197	189	196
	その他の所得者	3,330	3,384	3,360	3,355	3,398
	合計	16,122	16,353	16,252	16,253	16,280

※課税状況等の調による

2 個人市民税の所得階層別納税義務者

(単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
課税標準額					
10万円以下の金額	799	807	779	765	789
10万円を超え 100万円以下	5,901	6,018	5,878	5,797	5,734
100万円を超え 200万円以下	3,942	4,010	4,058	4,069	4,085
200万円を超え 300万円以下	1,791	1,818	1,843	1,944	1,946
300万円を超え 400万円以下	1,054	1,047	1,066	1,095	1,117
400万円を超え 550万円以下	383	405	417	417	470
550万円を超え 700万円以下	93	107	91	90	75
700万円を超え 1000万円以下	84	109	116	84	88
1000万円を超える金額	124	135	127	131	126
計	14,171	14,456	14,375	14,392	14,430

※課税状況等の調による（均等割を除く）

3 個人市民税調定額(当初)

(単位：千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	比較増減
特別徴収	均等割	33,012	33,590	578
	所得割	1,005,851	1,024,473	18,622
	計	1,038,863	1,058,063	19,200
普通徴収	均等割	23,926	23,418	△ 508
	所得割	338,104	320,683	△ 17,421
	計	362,030	344,101	△ 17,929
合 計	均等割	56,938	57,008	70
	所得割	1,343,955	1,345,156	1,201
	計	1,400,893	1,402,164	1,271

※当初賦課台帳による

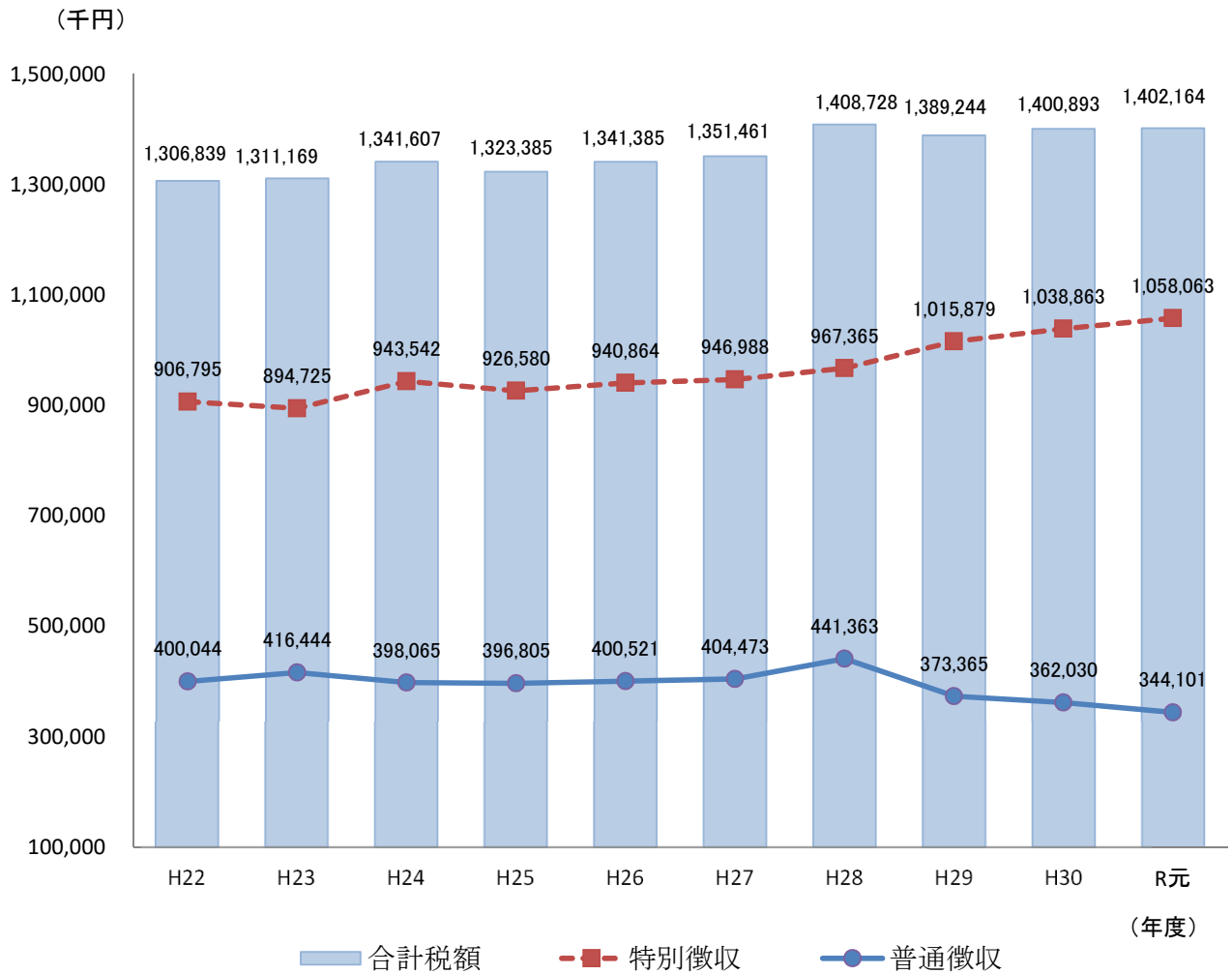
4 個人市民税の給与所得者に係る特別徴収実施率等

(単位：人・%)

年度	区分	給与所得のある 納税義務者	給与から特別徴収 した納税義務者	特別徴収率 特 実 施 率	特別徴収 特 義 務 者
平成27年度		12,076	8,447	69.9%	1,157
平成28年度		12,224	8,648	70.7%	1,212
平成29年度		12,173	9,361	76.9%	1,338
平成30年度		12,210	9,523	78.0%	1,372
令和元年度		12,223	9,699	79.4%	1,389

※課税状況等の調による

5 個人市民税調定額（現年課税分）の推移



(単位：千円)

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計税額	1,351,461	1,408,728	1,389,244	1,400,893	1,402,164
うち特別徴収	946,988	967,365	1,015,879	1,038,863	1,058,063
うち普通徴収	404,473	441,363	373,365	362,030	344,101

※当初調定による

6 個人市民税所得割の課税状況

(1) 所得割の税額

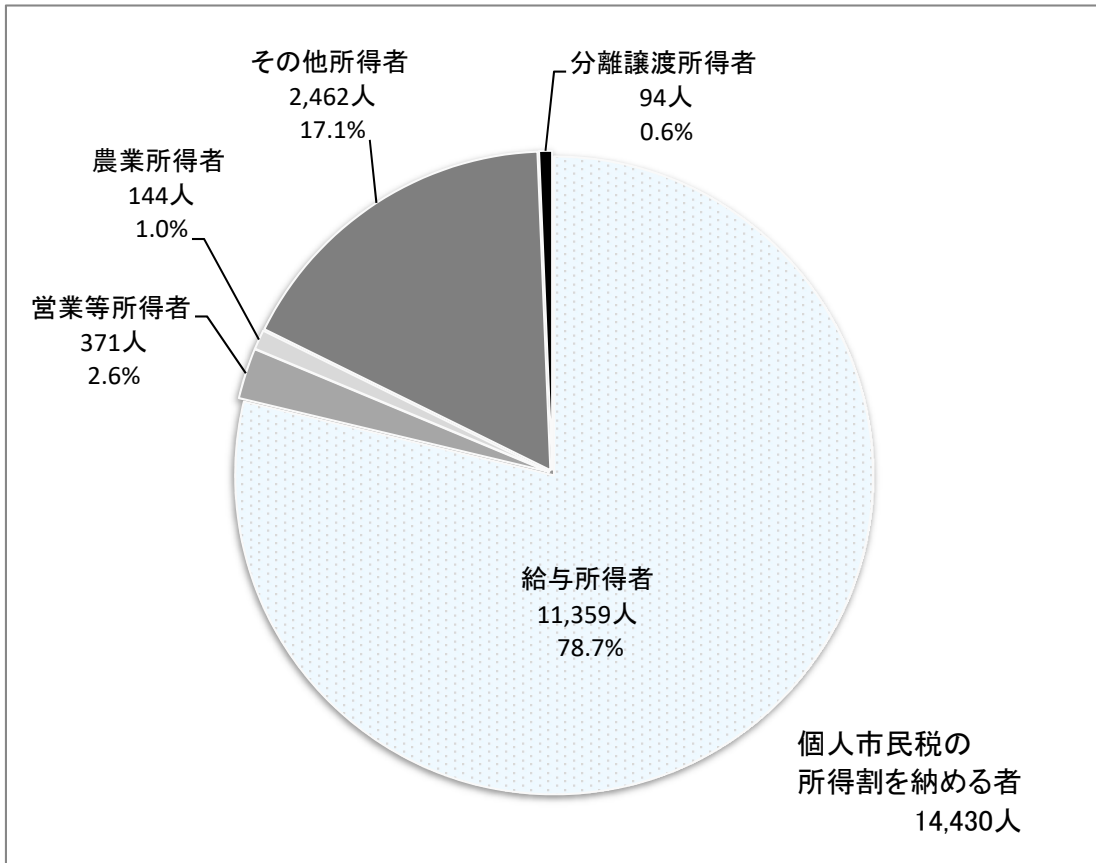
(単位：人・千円・%)

所得区分	年度	納税義務者数	総所得金額	課税標準額	所得割額	1人当たり 総所得金額	1人当たり 税額
給与 所得者	H27	11,064	30,202,521	18,519,056	1,076,138	2,730	97
	H28	11,255	30,657,102	18,699,003	1,082,741	2,724	96
	H29	11,242	31,125,296	19,040,151	1,097,979	2,769	98
	H30	11,299	31,593,550	19,337,443	1,112,356	2,796	98
	R元	11,359	32,214,492	19,730,089	1,129,955	2,836	99
営業等 所得者	H27	434	1,546,114	1,067,483	62,866	3,562	145
	H28	425	1,710,490	1,225,953	72,156	4,025	170
	H29	430	1,502,816	1,023,347	60,073	3,495	140
	H30	398	1,460,308	1,007,451	58,760	3,669	148
	R元	371	1,144,862	732,946	42,291	3,086	114
農 業 所得者	H27	148	604,065	365,368	21,489	4,082	145
	H28	189	988,433	677,899	40,096	5,230	212
	H29	154	871,701	588,689	34,920	5,660	227
	H30	141	663,560	417,040	24,552	4,706	174
	R元	144	668,498	420,742	24,815	4,642	172
その他 所得者	H27	2,426	4,117,364	1,939,835	108,682	1,697	45
	H28	2,494	4,284,179	2,061,734	115,715	1,718	46
	H29	2,479	4,202,121	2,016,472	112,170	1,695	45
	H30	2,418	4,002,621	1,880,166	104,849	1,655	43
	R元	2,462	4,079,849	1,914,924	107,280	1,657	44
分離譲渡 所得者	H27	99	351,630	649,728	26,339	3,552	266
	H28	93	449,367	1,079,658	40,862	4,832	439
	H29	70	382,881	648,697	27,483	5,470	393
	H30	136	495,682	999,090	38,887	3,645	286
	R元	94	404,585	950,131	35,655	4,304	379
計	H27	14,171	36,821,694	22,541,470	1,295,514	2,598	91
	H28	14,456	38,089,571	23,744,247	1,351,570	2,635	93
	H29	14,375	38,084,815	23,317,356	1,332,625	2,649	93
	H30	14,392	38,215,721	23,641,190	1,339,404	2,655	93
	R元	14,430	38,512,286	23,748,832	1,339,996	2,669	93

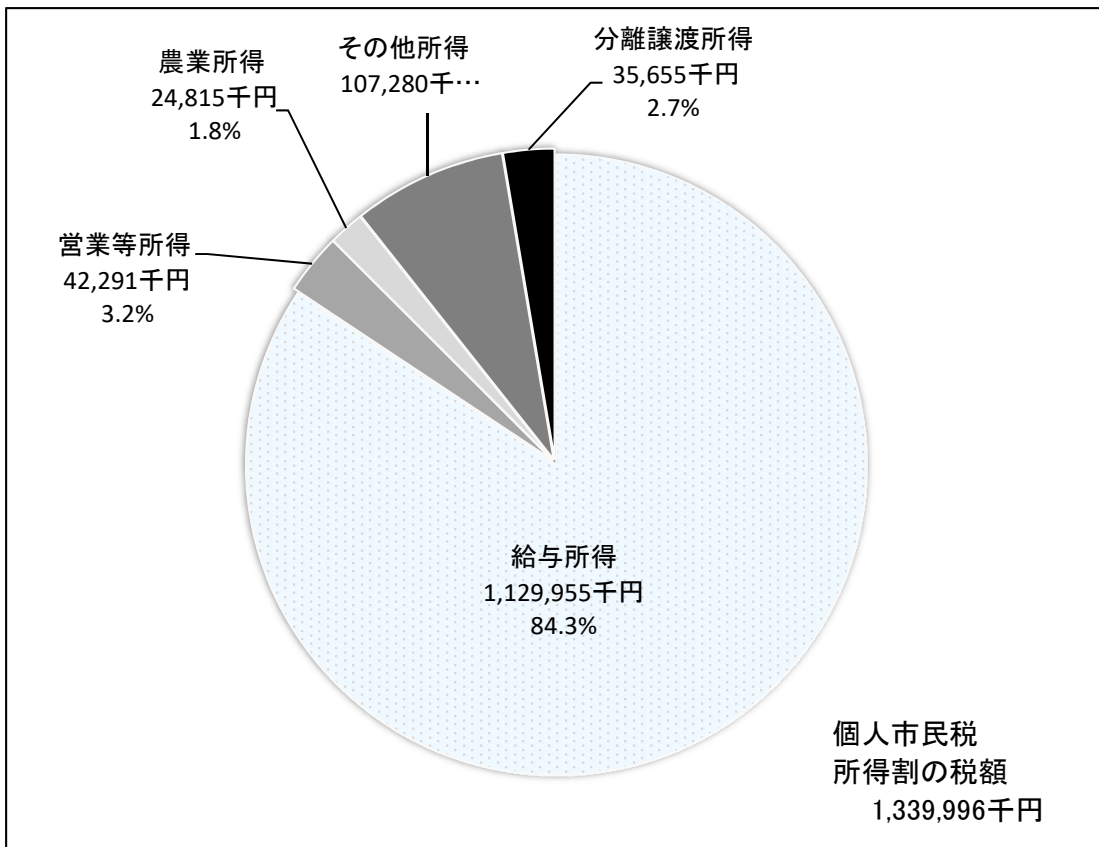
※課税状況等の調による（均等割を除く）

※分離譲渡所得者の総所得金額には分離譲渡に係る所得金額等を含む。

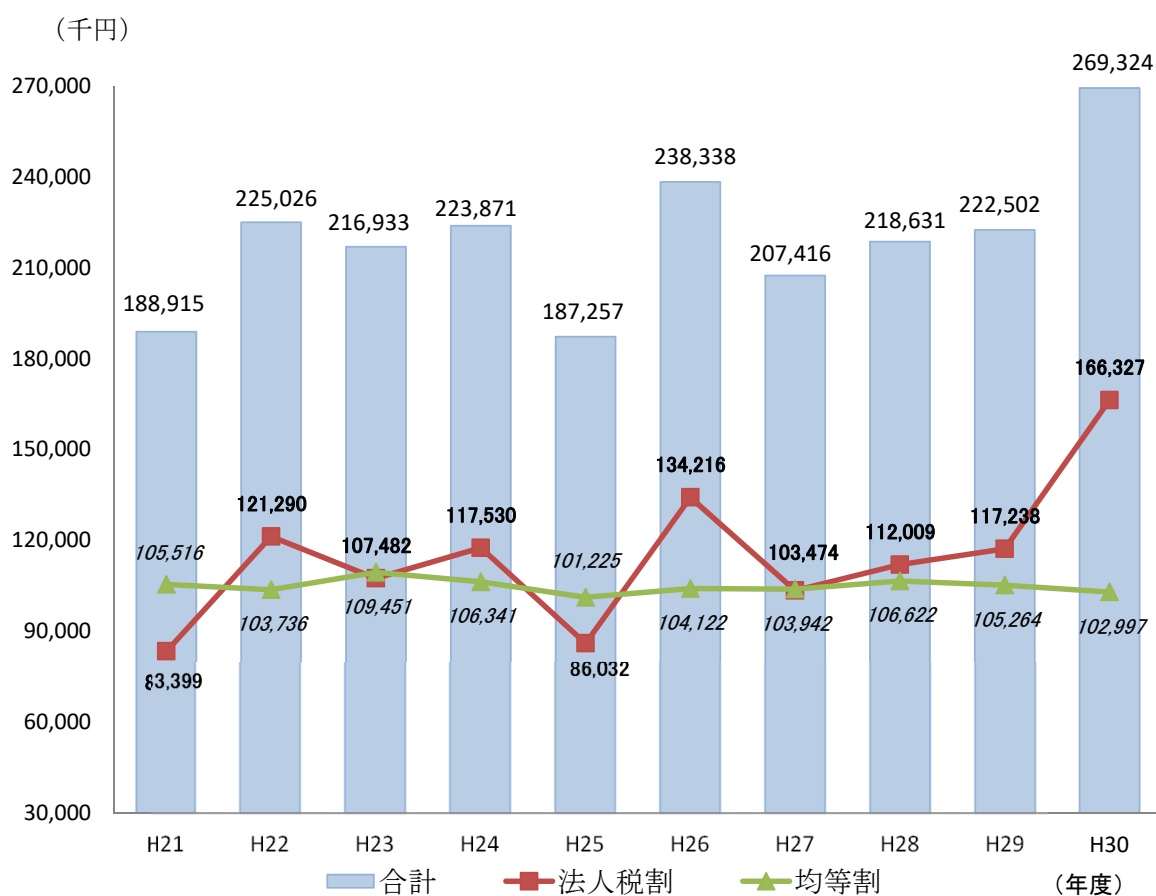
(2) 令和元年度 所得割に係る納税義務者割合



(3) 令和元年度 所得区分別の税額割合



7 法人市民税調定額（現年課税分）の推移



(単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
均等割	104,122	103,942	106,622	105,264	102,997
法人税割	134,216	103,474	112,009	117,238	166,327
合計	238,338	207,416	218,631	222,502	269,324

※調定実績による

8 年度別法人数

年度	区分 法人数	本・支店別		法人均等割別								
		本店数	支店数	9号	8号	7号	6号	5号	4号	3号	2号	1号
H26	734	533	201	6	3	37	3	32	3	124	3	523
H27	738	540	198	6	3	36	3	32	3	122	1	532
H28	753	547	206	6	3	39	3	33	3	126	1	539
H29	734	540	194	6	3	37	3	35	2	126	1	521
H30	735	546	189	5	4	36	3	35	2	121	1	528

※課税状況等の調による

V 固定資産税・都市計画税

- 1 固定資産の所有者
- 2 固定資産税・都市計画税の納税義務者
- 3 固定資産税の評価額
- 4 固定資産税の課税標準額・調定額
- 5 固定資産税調定額（現年課税分）の推移
- 6 都市計画税調定額（現年課税分）の推移
- 7 土地の概要
- 8 家屋の概要
- 9 新增築家屋の状況
- 10 滅失家屋の状況
- 11 償却資産種類別評価額の状況
- 12 国有資産等所在市町村交付金の状況

1 固定資産の所有者

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
土地	29,906	29,882	29,874	29,827	29,826
家屋	12,349	12,332	12,358	12,340	12,357
償却資産	1,460	1,433	1,429	1,416	1,385

※概要調書による

2 固定資産税・都市計画税の納税義務者

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
固定資産税	14,315	14,260	14,274	14,197	14,198
都市計画税	10,236	10,202	10,195	10,168	10,166

※当初調定による

3 固定資産税の評価額

(単位：千円・筆・棟)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
土地	評価額	81,350,885	81,325,378	81,326,309	79,200,335	79,024,899
	筆数	77,764	77,848	78,023	78,094	78,185
家屋	評価額	59,395,296	59,988,701	60,716,440	58,506,093	59,430,091
	棟数	21,334	21,251	21,231	21,089	21,091
償却資産	評価額	29,148,082	28,015,892	27,502,854	34,874,606	37,574,492
合計	評価額	169,894,263	169,329,971	169,545,603	172,581,034	176,029,482

※概要調書による。評価額は免税点未満を含む。

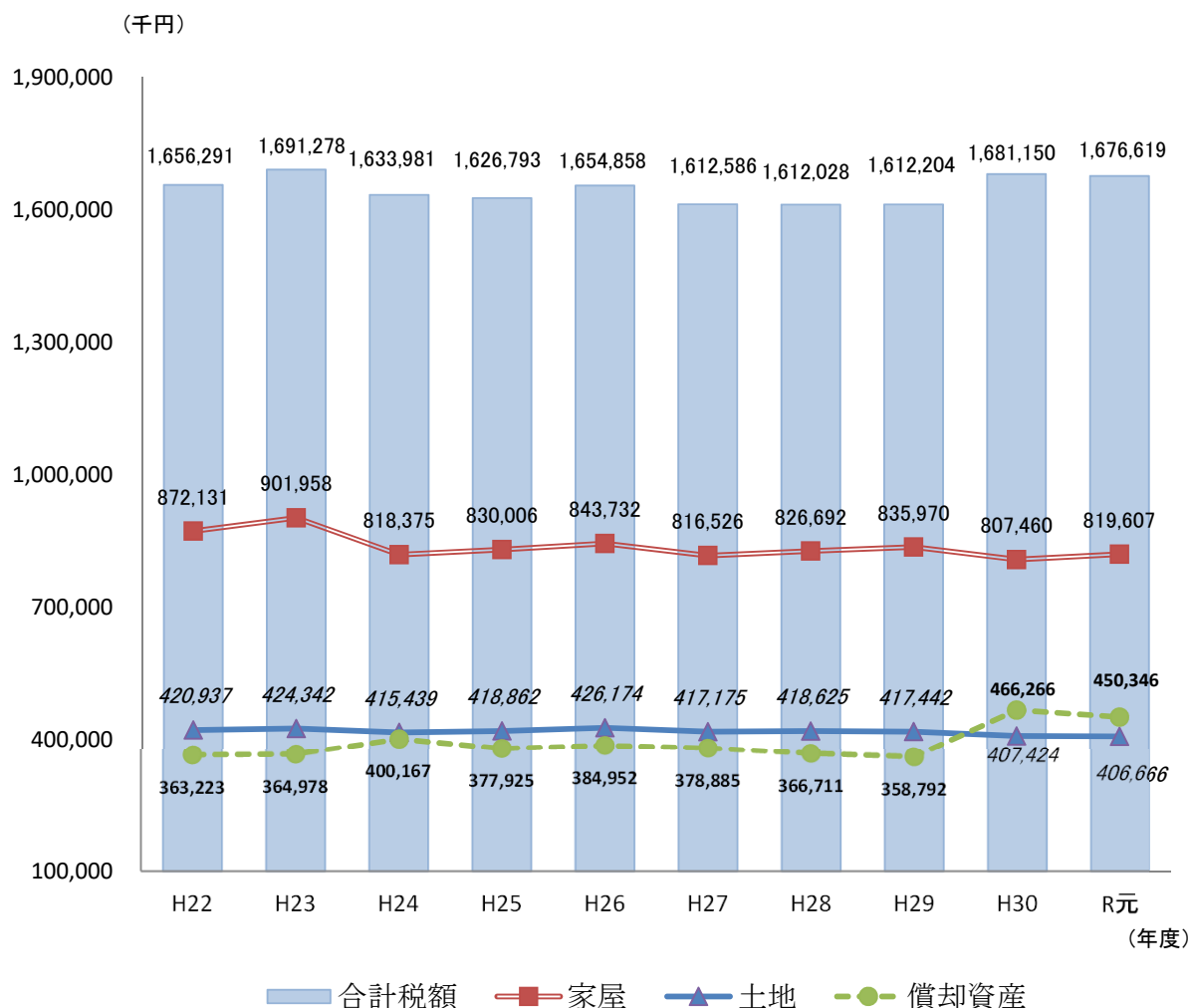
4 固定資産税の課税標準額・調定額

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度（当初）		令和元年度（当初）		比較増減	
		課税標準額	調定額	課税標準額	調定額	課税標準額	調定額
純固定資産税	土地	29,372,358	407,424	29,343,945	406,666	△ 28,413	△ 758
	家屋	58,204,169	807,460	59,130,858	819,607	926,689	12,147
	償却資産	33,614,416	466,266	32,495,629	450,346	△ 1,118,787	△ 15,920
	計	121,190,943	1,681,150	120,970,432	1,676,619	△ 220,511	△ 4,531
国有資産等所在市交付金		1,120,562	15,687	1,120,562	15,687	0	0
小計		122,311,505	1,696,837	122,090,994	1,692,306	△ 220,511	△ 4,531
都市計画税	土地	35,325,018	105,731	35,265,166	105,555	△ 59,852	△ 176
	家屋	40,618,089	121,574	41,288,525	123,584	670,436	2,010
	計	75,943,107	227,305	76,553,691	229,139	610,584	1,834
合計		198,254,612	1,924,142	198,644,685	1,921,445		

※当初調定による

5 固定資産税調定額（現年課税分）の推移

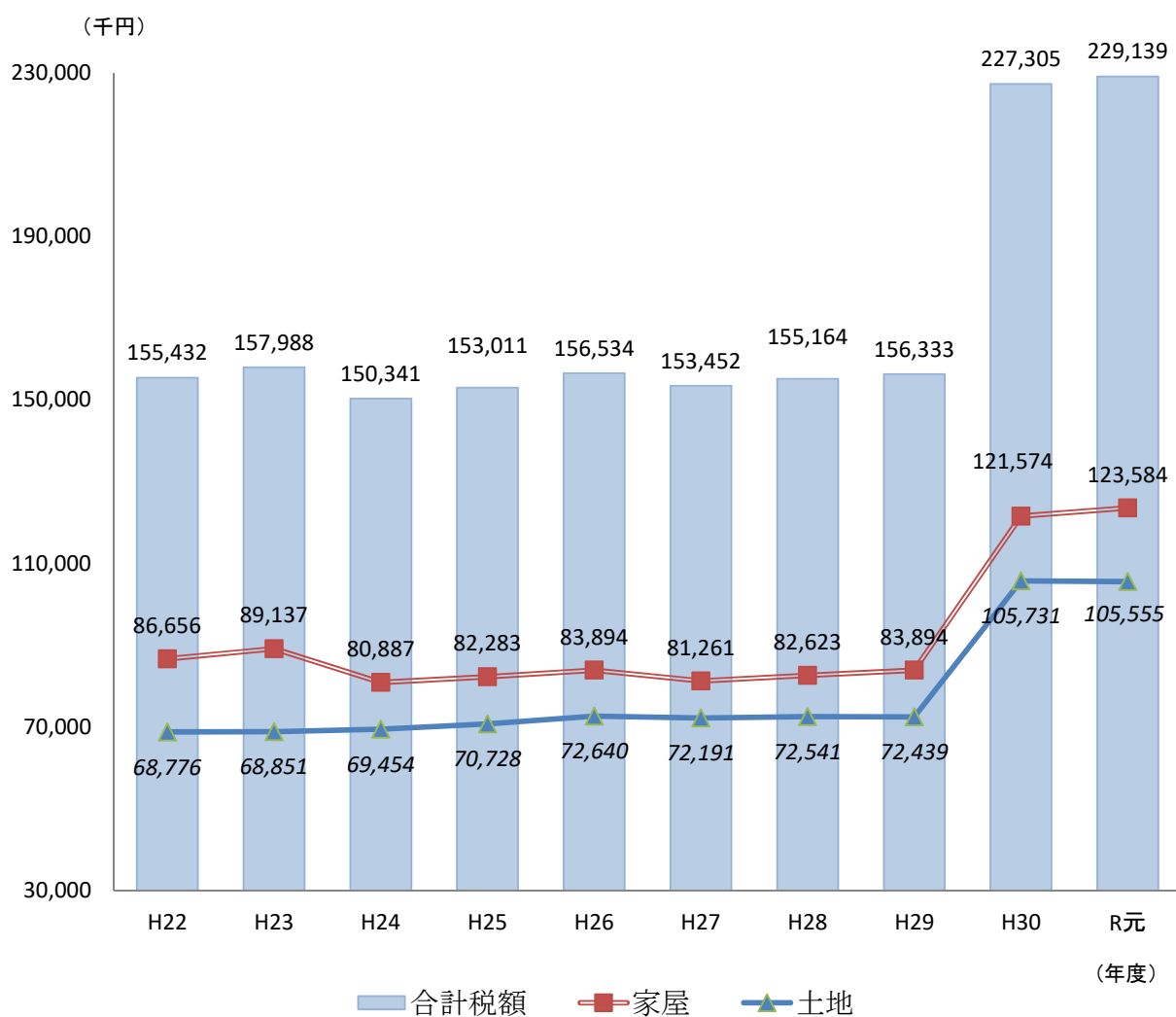


(単位：千円)

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計税額	1,612,586	1,612,028	1,612,204	1,681,150	1,676,619
うち家屋	816,526	826,692	835,970	807,460	819,607
うち土地	417,175	418,625	417,442	407,424	406,666
うち償却資産	378,885	366,711	358,792	466,266	450,346

※当初調定による

6 都市計画税調定額（現年課税分）の推移



(単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計税額	153,452	155,164	156,333	227,305	229,139
うち家屋	81,261	82,623	83,894	121,574	123,584
うち土地	72,191	72,541	72,439	105,731	105,555

※当初調定による

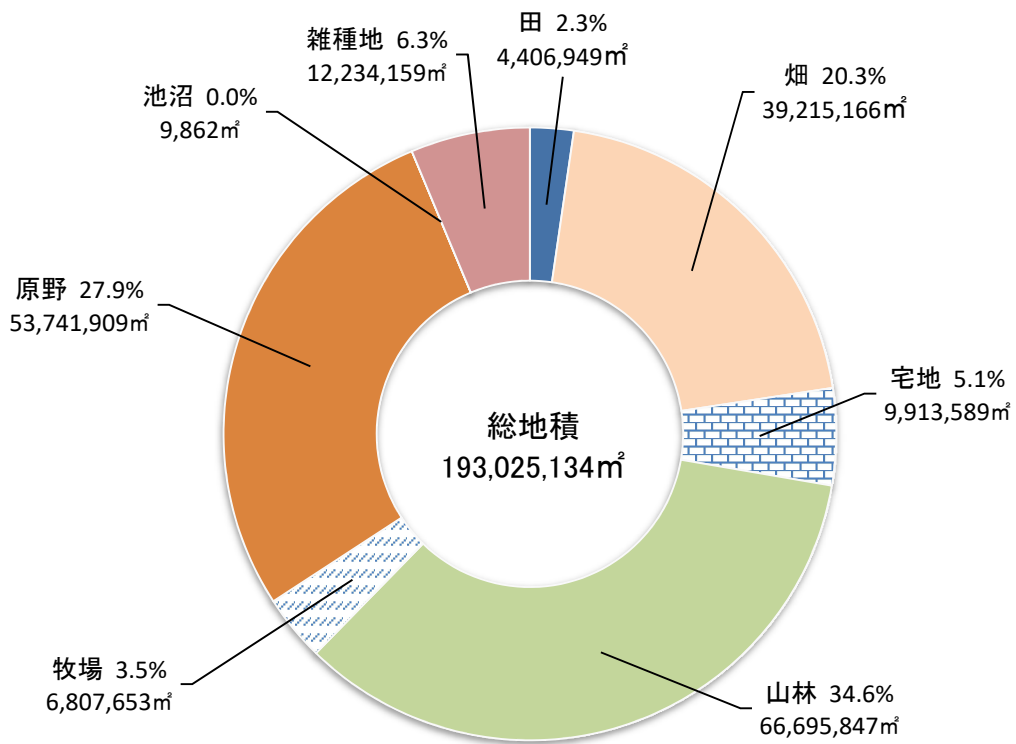
7 土地の概要

(1) 地目別の課税状況

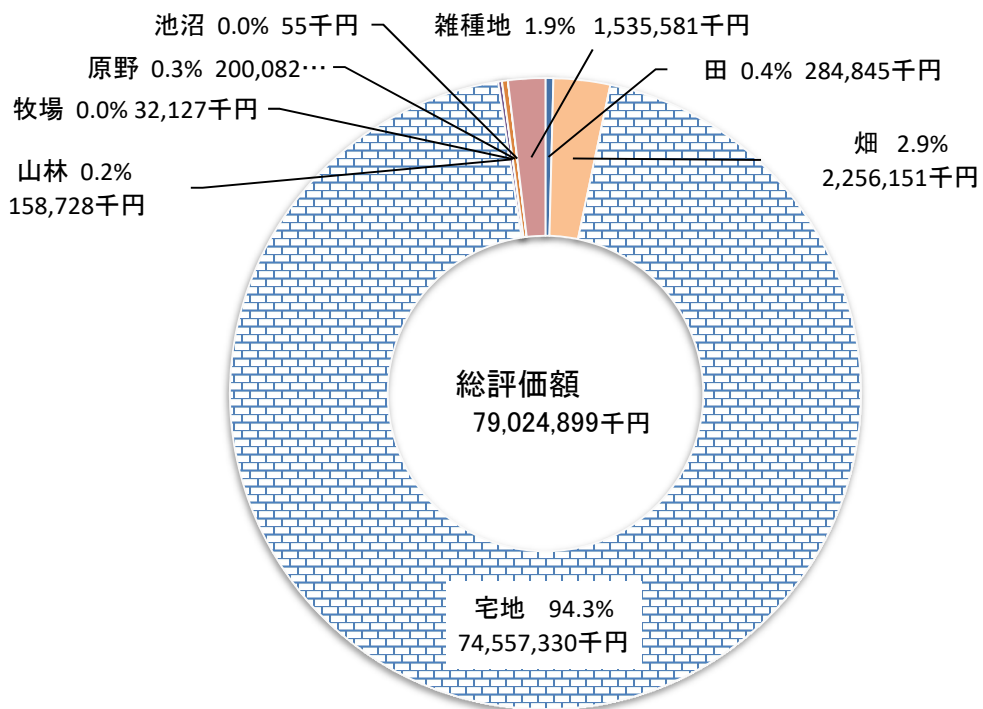
地目	年度	筆数 (筆)	地積 (㎡)	評価額 (千円)	課税標準額 (千円)	単位当り価格	
						平均価格 (円/㎡)	最高価額 (円/㎡)
田	H27	1,335	4,405,124	297,598	243,656	68	7,182
	H28	1,337	4,404,702	297,585	243,643	68	7,182
	H29	1,334	4,394,021	297,107	243,165	68	7,182
	H30	1,329	4,383,358	283,784	238,786	65	5,941
	R元	1,330	4,406,949	284,845	239,847	65	5,941
畑	H27	6,321	38,601,019	2,634,766	1,342,127	68	20,905
	H28	6,319	38,579,424	2,629,843	1,347,896	68	20,905
	H29	6,305	38,515,589	2,586,435	1,336,308	67	20,905
	H30	6,330	39,011,900	2,386,796	1,276,619	61	20,732
	R元	6,333	39,215,166	2,256,151	1,238,938	58	20,732
宅地	H27	30,888	9,862,382	76,460,246	27,700,567	7,753	38,024
	H28	30,938	9,895,475	76,438,118	27,729,671	7,725	38,024
	H29	31,029	9,892,424	76,495,387	27,694,952	7,733	38,024
	H30	31,095	9,919,089	74,748,645	27,092,899	7,536	35,908
	R元	31,219	9,913,589	74,557,330	26,978,101	7,521	35,908
山林	H27	7,870	67,126,148	160,221	159,777	2	7
	H28	7,875	67,369,317	161,286	160,846	2	7
	H29	7,862	67,019,811	159,960	159,523	2	7
	H30	7,860	66,740,293	158,864	158,430	2	7
	R元	7,816	66,695,847	158,728	158,298	2	7
牧場	H27	362	7,609,702	41,697	41,540	5	34
	H28	369	7,325,068	38,000	37,873	5	34
	H29	376	7,321,438	38,047	37,953	5	34
	H30	340	7,058,510	36,508	36,443	5	34
	R元	321	6,807,653	32,127	32,109	5	34
原野	H27	23,581	54,303,470	238,163	199,443	4	8,089
	H28	23,540	54,042,353	237,309	198,654	4	8,089
	H29	23,486	53,900,249	212,586	183,270	4	6,629
	H30	23,475	53,825,639	200,318	174,653	4	6,629
	R元	23,453	53,741,909	200,082	174,417	4	6,629
池沼	H27	18	9,862	55	55	6	11
	H28	18	9,862	55	55	6	11
	H29	18	9,862	55	55	6	11
	H30	18	9,862	55	55	6	11
	R元	18	9,862	55	55	6	11
雑種地	H27	7,389	11,812,618	1,518,139	932,150	129	16,150
	H28	7,452	12,148,750	1,523,182	936,308	125	16,150
	H29	7,613	12,092,371	1,536,732	946,491	127	16,150
	H30	7,647	12,168,259	1,385,365	852,598	114	15,930
	R元	7,695	12,234,159	1,535,581	953,406	126	13,930
合計	H27	77,764	193,730,325	81,350,885	30,619,315	420	
	H28	77,848	193,774,951	81,325,378	30,654,946	420	
	H29	78,023	193,145,765	81,326,309	30,601,717	421	
	H30	78,094	193,116,910	79,200,335	29,830,483	410	
	R元	78,185	193,025,134	79,024,899	29,775,171	409	

※概要調書による。免税点未満を含む。

(2) 令和元年度 地積の地目別割合



(3) 令和元年度 評価額の地目別割合



8 家屋の概要

(1) 木造家屋の用途別課税状況

用途	年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	平均床面積 (㎡/棟)
専用住宅	H27	11,280	1,310,987	24,507,460	18,694	116
	H28	11,271	1,313,030	24,926,824	18,984	117
	H29	11,295	1,317,090	25,405,755	19,289	117
	H30	11,270	1,316,144	24,469,254	18,592	117
	R元	11,318	1,323,763	25,166,030	19,011	117
共同住宅	H27	394	105,616	2,684,691	25,419	268
	H28	406	109,206	2,876,876	26,344	269
	H29	414	112,255	3,037,375	27,058	271
	H30	420	114,416	2,940,627	25,701	272
	R元	426	116,954	3,081,017	26,344	275
併用住宅	H27	494	88,349	1,248,897	14,136	179
	H28	487	87,606	1,245,233	14,214	180
	H29	486	87,414	1,249,787	14,297	180
	H30	485	87,225	1,221,013	13,998	180
	R元	486	87,182	1,236,482	14,183	179
事務所・店舗 ・銀行	H27	218	29,088	530,550	18,239	133
	H28	219	29,188	538,928	18,464	133
	H29	219	29,569	559,602	18,925	135
	H30	219	29,552	529,242	17,909	135
	R元	222	30,462	564,234	18,523	137
病院・劇場	H27	14	3,373	61,863	18,341	241
	H28	14	3,373	61,863	18,341	241
	H29	15	3,717	78,911	21,230	248
	H30	14	3,035	62,412	20,564	217
	R元	15	3,212	71,241	22,180	214
工場・倉庫	H27	531	76,012	329,625	4,336	143
	H28	518	75,346	331,166	4,395	146
	H29	518	75,460	343,590	4,553	146
	H30	504	74,066	304,835	4,116	147
	R元	499	72,502	300,597	4,146	145
旅館・ホテル	H27	15	6,590	75,562	11,466	439
	H28	15	6,590	75,562	11,466	439
	H29	15	6,590	75,562	11,466	439
	H30	15	6,590	74,279	11,271	439
	R元	15	6,590	74,279	11,271	439
附属家	H27	4,019	268,549	797,635	2,970	67
	H28	3,977	266,091	801,503	3,012	67
	H29	3,922	264,029	800,754	3,033	67
	H30	3,857	261,278	779,845	2,985	68
	R元	3,821	259,325	780,209	3,009	68
小計	H27	16,965	1,888,564	30,236,283	16,010	111
	H28	16,907	1,890,430	30,857,955	16,323	112
	H29	16,884	1,896,124	31,551,336	16,640	112
	H30	16,784	1,892,306	30,381,507	16,055	113
	R元	16,802	1,899,990	31,274,089	16,460	113

※概要調書による。免税点未満を含む。

(2) 非木造家屋の用途別課税状況

用途	年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	平均床面積 (㎡/棟)
事務所・店舗 ・銀行	H27	329	173,934	8,425,146	48,439	529
	H28	336	180,397	9,133,739	50,631	537
	H29	338	180,595	9,217,488	51,040	534
	H30	337	180,311	8,906,745	49,397	535
	R元	339	180,154	8,964,244	49,759	531
住宅・アパート	H27	680	144,454	5,954,843	41,223	212
	H28	681	142,700	5,921,524	41,496	210
	H29	682	142,757	5,932,093	41,554	209
	H30	663	140,928	5,746,969	40,779	213
	R元	661	140,500	5,774,098	41,097	213
工場・倉庫 ・市場	H27	2,367	304,149	3,667,185	12,057	129
	H28	2,359	303,569	3,680,181	12,123	129
	H29	2,367	299,709	3,624,894	12,095	127
	H30	2,363	297,233	3,383,855	11,385	126
	R元	2,361	297,279	3,400,579	11,439	126
病院・ホテル	H27	29	95,755	8,228,437	85,932	3,302
	H28	29	95,749	8,227,598	85,929	3,302
	H29	29	95,749	8,227,598	85,929	3,302
	H30	29	95,749	8,028,497	83,849	3,302
	R元	29	95,749	8,028,497	83,849	3,302
その他建物	H27	964	116,132	2,883,402	24,829	121
	H28	939	108,354	2,167,704	20,006	115
	H29	931	107,839	2,163,031	20,058	116
	H30	913	107,564	2,058,520	19,138	118
	R元	899	104,661	1,988,584	19,000	116
小 計	H27	4,369	834,424	29,159,013	34,945	191
	H28	4,344	830,769	29,130,746	35,065	191
	H29	4,347	826,649	29,165,104	35,281	190
	H30	4,305	821,785	28,124,586	34,224	191
	R元	4,289	818,343	28,156,002	34,406	191

※概要調書による。免税点未満を含む。

(3) 木造・非木造家屋の用途別課税状況の合計

区分	年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	平均床面積 (㎡/棟)
家屋合計	H27	21,334	2,722,988	59,395,296	21,813	128
	H28	21,251	2,721,199	59,988,701	22,045	128
	H29	21,231	2,722,773	60,716,440	22,299	128
	H30	21,089	2,714,091	58,506,093	21,556	129
	R元	21,091	2,718,333	59,430,091	21,863	129

※概要調書による。免税点未満を含む。

9 新增築家屋の状況

年度 区分	平成30年度			令和元年度		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)
木造家屋	85	10,644	617,343	134	15,835	907,895
うち住宅	80	10,500	612,147	123	14,718	860,369
木造以外の家屋	8	651	55,113	20	1,399	110,062
うち住宅	2	217	17,775	5	411	39,711
合計	93	11,295	672,456	154	17,234	1,017,957
うち住宅	82	10,717	629,922	128	15,129	900,080

※概要調書による

10 滅失家屋の状況

年度 区分	平成30年度			令和元年度		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)
木造家屋	225	14,588	103,141	141	8,499	56,678
うち住宅	137	9,759	83,487	82	5,373	50,210
木造以外の家屋	54	4,542	689,841	37	5,464	115,043
うち住宅	17	1,426	18,968	6	861	13,403
合計	279	19,130	792,982	178	13,963	171,721
うち住宅	154	11,185	102,455	88	6,234	63,613

※概要調書による

11 償却資産種類別評価額の状況

(単位：千円)

年度 種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
構築物	2,437,401	2,566,144	2,546,187	2,996,692	3,277,101	
機械及び装置	6,016,723	5,794,500	5,555,849	11,441,288	14,486,941	
船舶	183,604	243,578	225,322	235,876	197,970	
車両及び運搬具	47,326	56,639	58,436	56,058	54,902	
工具、器具及び備品	2,084,994	2,023,565	1,993,805	2,010,364	2,041,022	
法第389条 関係	大臣配分	3,614,703	3,621,560	4,251,996	4,402,483	4,497,087
	知事配分	14,763,331	13,709,906	12,871,259	13,731,845	13,019,469
合計	29,148,082	28,015,892	27,502,854	34,874,606	37,574,492	
前年比	98.1	96.1	98.2	126.8	107.7	

※概要調書による

12 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

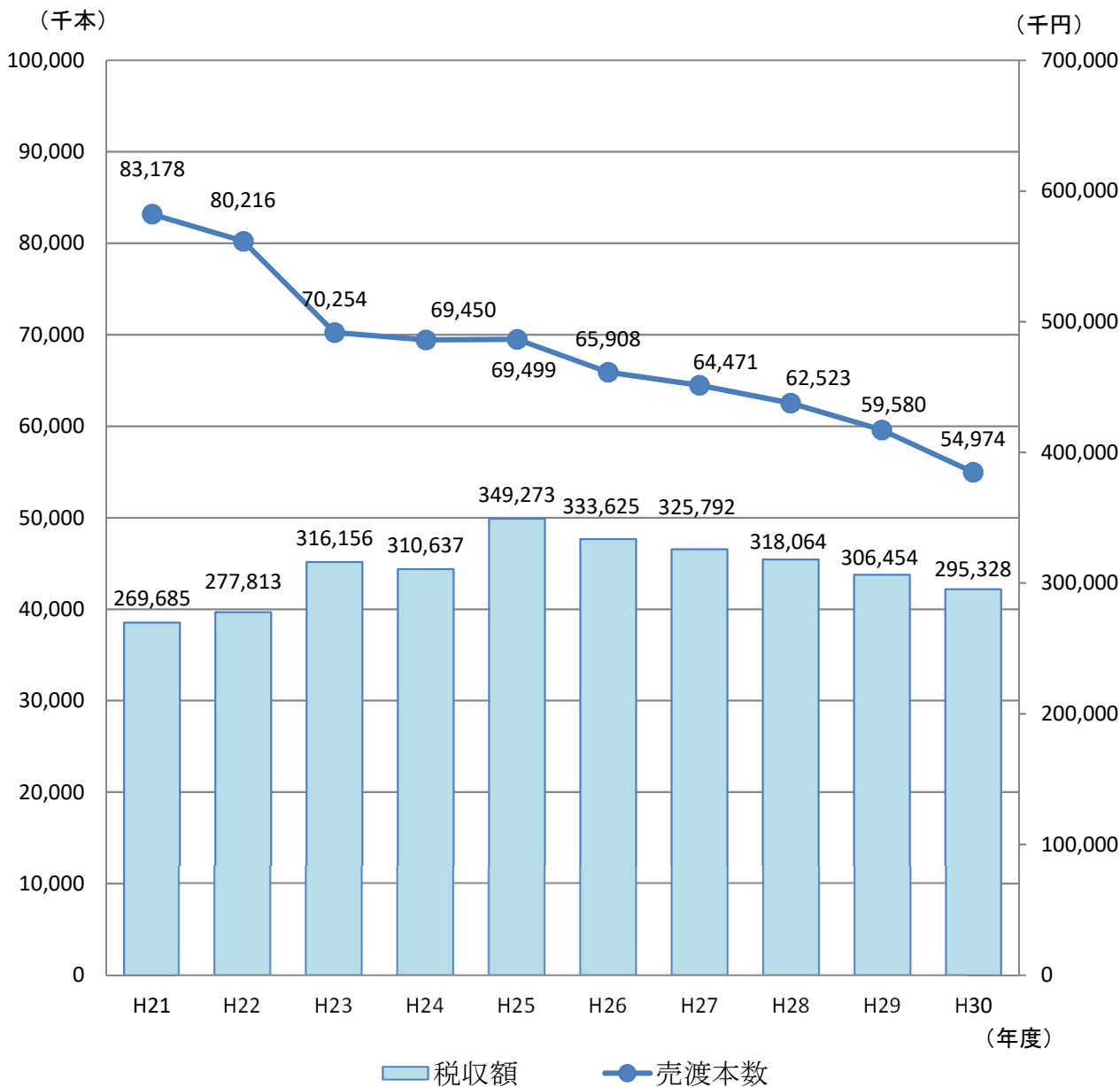
年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国有資産	2,934	2,821	2,892	2,873	2,872
公有資産	15,695	15,753	12,553	12,815	13,020
合計	18,629	18,574	15,445	15,688	15,892
前年比	100.0	99.7	83.2	101.6	101.3

※概要調書による

VI 諸 税

- 1 市たばこ税
- 2 入湯税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

1 市たばこ税

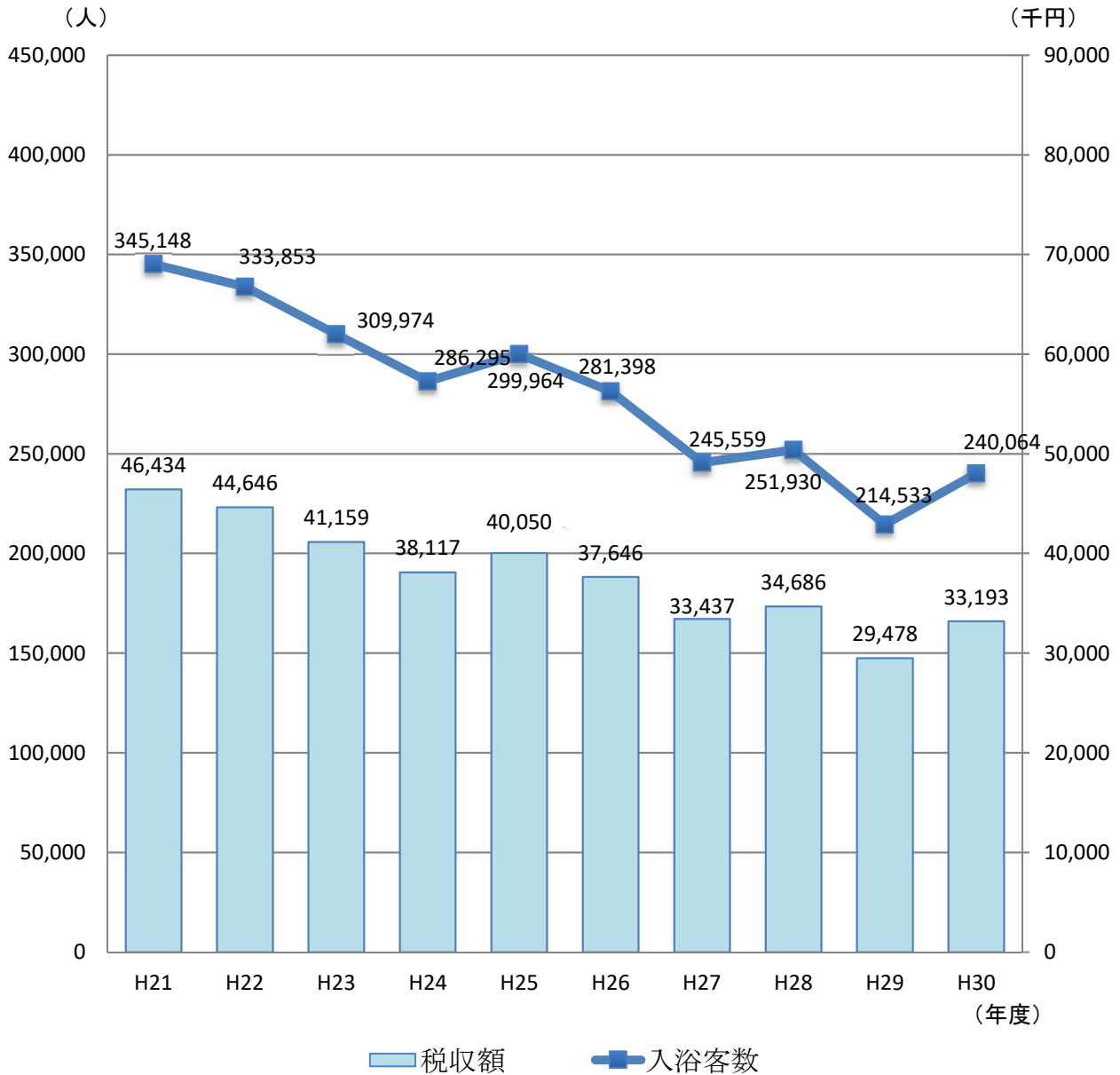


(単位：千本・千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
売渡本数	65,908	64,471	62,523	59,580	54,974
税収額	333,625	325,792	318,064	306,454	295,328

※調定実績による

2 入湯税



(単位：軒・人・千円)

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	7	7	5	5	5
入浴客数	281,398	245,559	251,930	214,533	240,064
税収額	37,646	33,437	34,686	29,478	33,193

※調定実績による

3 軽自動車税

(1) 調定額および課税台数



(単位: 台・千円)

区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
税 額	61,055	72,335	74,715	77,344	79,992
軽自動車課税台数	11,363	11,392	11,391	11,445	11,500
うち 四輪車	8,690	8,744	8,762	8,810	8,852
うち 二輪車	1,311	1,312	1,282	1,295	1,300

※課税状況等の調による

(2) 車種別

(単位：台・千円・%)

車種		年度		平成30年度			令和元年度		
		課税台数	調定額	構成比	課税台数	調定額	構成比		
原動機付 自転車	50cc以下	438	876	3.8	415	830	3.6		
	90cc以下	49	98	0.4	47	94	0.4		
	90cc超	109	262	1.0	105	252	0.9		
	ミニカー	23	85	0.2	19	70	0.2		
	小計(A)	619	1,321		586	1,246			
軽自動車	二輪車(B)	294	1,058	2.6	322	1,159	2.8		
	四輪車	乗用	営業用	2	14	0.0	2	14	0.0
			自家用	6,621	58,124	57.8	6,681	60,615	58.1
		貨物	営業用	52	170	0.5	56	185	0.5
			自家用	2,135	10,400	18.7	2,113	10,419	18.4
	小計(C)	9,104	69,766		9,174	72,392			
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,126	2,702	9.8	1,129	2,710	9.8		
	その他のもの	214	1,263	1.9	219	1,292	1.9		
二輪の小型自動車(D)		382	2,292	3.3	392	2,352	3.4		
二輪車等の小計(A)+(B)+(D)		1,295	4,671		1,300	4,757			
合計		11,445	77,344		11,500	79,992			

※課税状況等の調による(ボートトレーラは、軽自動車二輪車に含む)

4 国民健康保険税

(1) 国民健康保険加入状況

(単位：世帯・人・%)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
加入世帯数			6,052	5,933	5,671	5,452	5,265
被保険者数	一般		8,996	8,884	8,540	8,241	7,972
	退職		598	381	208	78	16
	合計		9,594	9,265	8,748	8,319	7,988
世帯当たり被保険者数			1.59	1.56	1.54	1.53	1.52
加入割合	世帯		33.8	33.2	31.8	30.4	29.5
	人口		26.9	26.2	25.1	24.1	23.4

※各年度3月31日現在

(2) 課税等状況

(単位：円)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1世帯当たり	調定額		144,676	141,612	145,458	141,610	144,010
	収納額		134,394	131,979	137,413	134,577	138,257
1人当たり	調定額		91,263	90,684	94,295	92,807	94,919
	収納額		84,777	84,515	89,080	88,197	91,127

※各年度3月31日現在

(3) 軽減等状況

(単位：世帯)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度
7割軽減世帯		2,301	2,144	2,126	2,054	1,949
5割軽減世帯		977	948	888	893	883
2割軽減世帯		742	698	685	656	644
計		4,020	3,790	3,699	3,603	3,476
限度額超過世帯		172	191	174	144	106

※賦課状況等に関する調査による（各年度5月31日現在）

(4) 国民健康保険特別会計の収支決算状況

(単位：千円)

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入総額		4,920,354	5,381,388	5,289,570	5,362,028	4,607,947
歳出総額		4,920,354	5,381,388	5,289,570	5,205,659	4,473,982
実質収支額		0	0	0	156,369	133,965
一般会計繰入金		83,440	2,478	43,134	0	0

(5) 税率等の推移

区分 年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	納期 回数
	S43年以降は総 所得金額の%	固定資産税(土地・ 家屋)の税額の%	1人につき円	1世帯につき円	円	
S 35	98.00	21.70	252	827	50,000	1
36	158.90	38.59	450	1,476	50,000	3
37	158.65	38.46	454	1,476	50,000	3
38-39	129.68	35.37	454	1,462	50,000	3
40-41	190.00	50.00	600	1,900	50,000	3
42	190.00	50.00	840	2,280	50,000	3
43	1.65	50.00	840	2,280	50,000	3
44	2.50	50.00	1,200	2,640	50,000	3
45-46	2.90	50.00	1,200	2,640	50,000	3
47	2.90	50.00	1,200	2,640	80,000	3
48	4.00	50.00	1,800	3,160	80,000	3
49-50	5.80	50.00	2,700	5,940	120,000	3
51	5.80	50.00	2,700	5,940	150,000	3
52	5.80	50.00	2,700	5,940	170,000	3
53	7.20	50.00	3,540	7,790	190,000	4
54	8.60	55.00	4,830	9,660	220,000	4
55	8.80	53.00	5,660	10,260	240,000	4
56	10.20	61.00	7,710	13,970	260,000	4
57-58	10.20	61.00	7,710	13,970	270,000	4
59	10.20	61.00	7,710	13,970	320,000	4
60	10.20	61.00	7,710	13,970	350,000	4
61-62	10.33	56.02	10,000	15,000	370,000	4
63	10.33	56.02	10,000	15,000	390,000	4
H 元	10.33	56.02	10,000	15,000	400,000	6
2	10.33	56.02	10,000	15,000	420,000	6
3	10.33	56.02	10,000	15,000	440,000	6
4	12.50	55.00	15,300	21,300	460,000	6
5-6	12.50	55.00	15,300	21,300	480,000	8
7-8	12.50	55.00	15,300	21,300	500,000	8
9	12.50	55.00	15,300	21,300	520,000	8
10-11	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	8
12-15	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	8
	1.10	1.40	4,300	4,000	70,000	
16-17	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	10
	1.10	1.40	4,300	4,000	80,000	
18-19	10.00 大9.50	9.00 大55.00	24,500 大13,500	32,000 大31,000	530,000	10
	1.10 大0.80	1.40 大7.00	4,300 大3,000	4,000 大5,300	80,000	
20	8.40 大8.40	7.30 大43.00	21,500 大15,500	27,400 大27,400	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大2.30	4,600 大4,600	5,300 大5,300	120,000	
	1.50 大1.00	1.90 大5.50	5,300 大3,600	5,000 大5,000	90,000	

区分 年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	納期 回数
	S43年以降は総 所得金額の%	固定資産税(土地・ 家屋)の税額の%	1人につき円	1世帯につき円	円	
H 21	8.40 大8.40	7.30 大31.00	21,500 大17,500	27,400 大27,400	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大 2.30	4,600 大 4,600	5,300 大 5,300	120,000	
	1.50 大1.20	1.90 大 4.00	5,300 大 4,200	5,000 大 5,000	90,000	
22	8.40 大8.40	7.30 大19.00	22,000 大19,800	28,000 大28,000	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大 2.30	4,600 大 4,600	5,300 大 5,300	120,000	
	1.60 大1.40	1.90 大 2.50	5,300 大 4,700	5,000 大 5,000	100,000	
23	8.40	7.30	22,000	28,000	500,000	10
	1.60	2.30	4,600	5,300	130,000	
	1.60	1.90	5,300	5,000	100,000	
24-25	8.50	7.30	25,000	30,000	510,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	140,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	120,000	
26	8.50	7.30	25,000	30,000	510,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	160,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	140,000	
27	8.50	7.30	25,000	30,000	520,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	170,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
28-29	8.50	7.30	25,000	30,000	540,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
30	8.50	7.30	25,000	30,000	580,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
R 元	8.50	7.30	25,000	30,000	610,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	

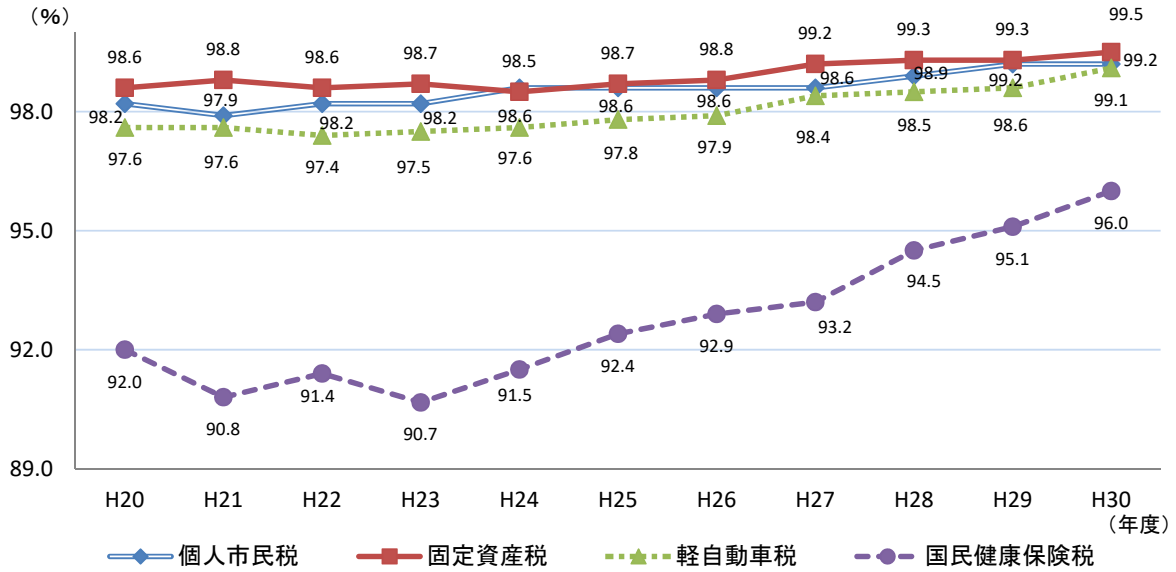
※S35年度に条例制定、H12年度以降の上段は医療分、下段は介護分、H18年度以降の
各欄「大」は大滝区、H20年度以降の上段は医療分、中段は支援分、下段は介護分
H23年度以降は統一税率

Ⅶ 収 納

- 1 市税等収納率の状況
- 2 その他収入金の状況
- 3 未収額の状況
- 4 滞納処分の状況
- 5 徴収猶予・減免の状況
- 6 不納欠損額の状況
- 7 口座振替及びコンビニ納付の状況
- 8 督促状発布状況
- 9 市・道民税の徴収嘱託等の状況

1 市税等収納率の状況

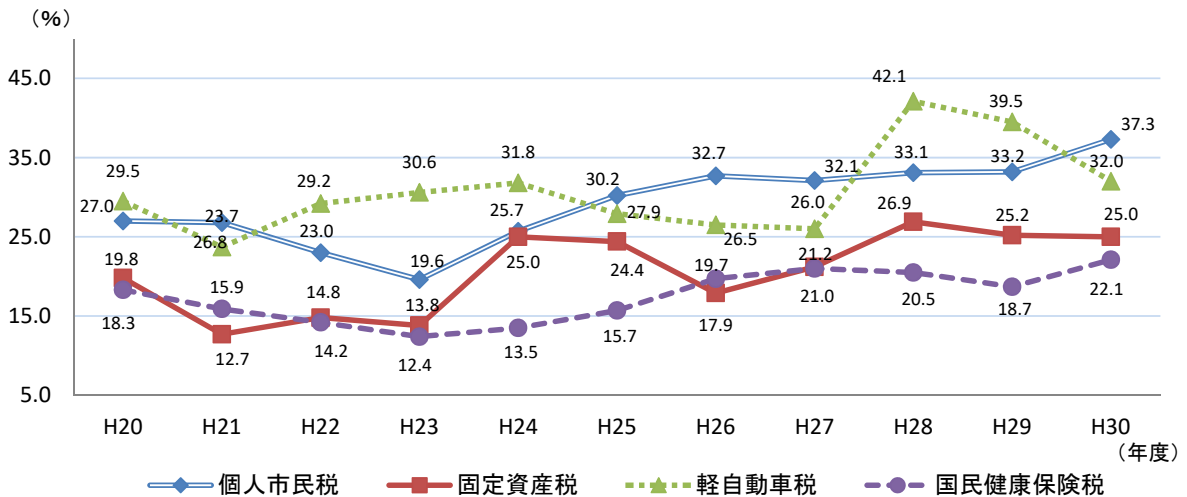
(1) 現年課税分



(単位：%)

税目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人市民税	98.6	98.6	98.9	99.2	99.2
固定資産税	98.8	99.2	99.3	99.3	99.5
軽自動車税	97.9	98.4	98.5	98.6	99.1
国民健康保険税	92.9	93.2	94.5	95.1	96.0

(2) 滞納繰越分



(単位：%)

税目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人市民税	32.7	32.1	33.1	33.2	37.3
固定資産税	17.9	21.2	26.9	25.2	25.0
軽自動車税	26.5	26.0	42.1	39.5	32.0
国民健康保険税	19.7	21.0	20.5	18.7	22.1

2 その他収入金の状況

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延 滞 金	1,721	887	660	1,027	1,663
道税徴収委託金	50,441	51,245	52,776	50,636	50,826

3 未収額の状況

(1) 現年課税分

(単位：千円)

税 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人市民税	19,312	18,978	16,360	11,556	10,914
法人市民税	1,167	1,927	905	436	854
固定資産税	17,482	11,060	9,583	8,972	5,782
軽自動車税	1,273	3,683	1,124	1,034	688
都市計画税	1,653	1,049	921	870	783
国民健康保険税	62,211	57,156	45,617	38,332	30,292
合 計	103,098	93,853	74,510	61,200	49,313

(2) 滞納繰越分

(単位：千円)

税 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人市民税	46,239	40,247	35,423	33,187	25,847
法人市民税	1,202	1,256	1,327	1,101	942
固定資産税	56,978	56,539	43,591	38,084	32,747
軽自動車税	2,752	2,725	1,877	1,585	1,679
都市計画税	5,234	5,224	4,045	3,560	3,068
国民健康保険税	271,226	235,308	212,145	203,292	178,410
合 計	383,631	341,299	298,408	280,809	242,693

4 滞納処分の状況

(1) 滞納処分件数

(単位：人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
差 押	預貯金	308	214	227	175	261
	税還付金	73	121	194	55	60
	給 与	25	24	29	17	24
	生命保険	25	13	25	12	14
	年 金	3	5	4	2	5
	そ の 他	8	2	2	8	3
	動 産	0	1	1	0	1
	不 動 産	0	3	2	4	6
交 付 要 求	11	18	12	13	10	
合 計	453	401	496	286	384	

※延人数

(2) 滞納処分による配当税額

(単位：千円)

税目	年度				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人・法人市民税	14,495	8,871	9,374	6,627	8,020
固定資産税・都市計画税	2,962	2,346	2,591	4,023	2,952
軽自動車税	435	228	534	334	500
国民健康保険税	14,042	12,529	11,501	8,531	8,618
延滞金	2,902	1,325	856	1,423	1,374
合計	34,836	25,299	24,856	20,938	21,464

5 徴収猶予・減免の状況

(単位：人・千円)

区分			年度				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
徴収猶予	納付誓約に基づく期限の延長	申請数	6	9	9	17	12
		猶予額	18,081	8,960	10,152	21,984	17,014
減免	規則第14条(延滞金の減免)	申請数	13	12	38	31	50
		減免額	3,157	3,794	9,296	3,257	27,260

6 不納欠損額の状況

(単位：千円)

税目	年度				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人市民税	2,384	3,148	3,124	962	2,084
法人市民税	353	0	180	233	35
固定資産税	4,108	4,219	8,046	3,891	4,336
軽自動車税	112	196	241	169	90
都市計画税	385	395	754	371	491
市税計	7,342	7,957	12,345	5,626	7,036
国民健康保険税	16,999	26,837	19,531	4,116	9,163
合計	24,341	34,794	31,876	9,742	16,199

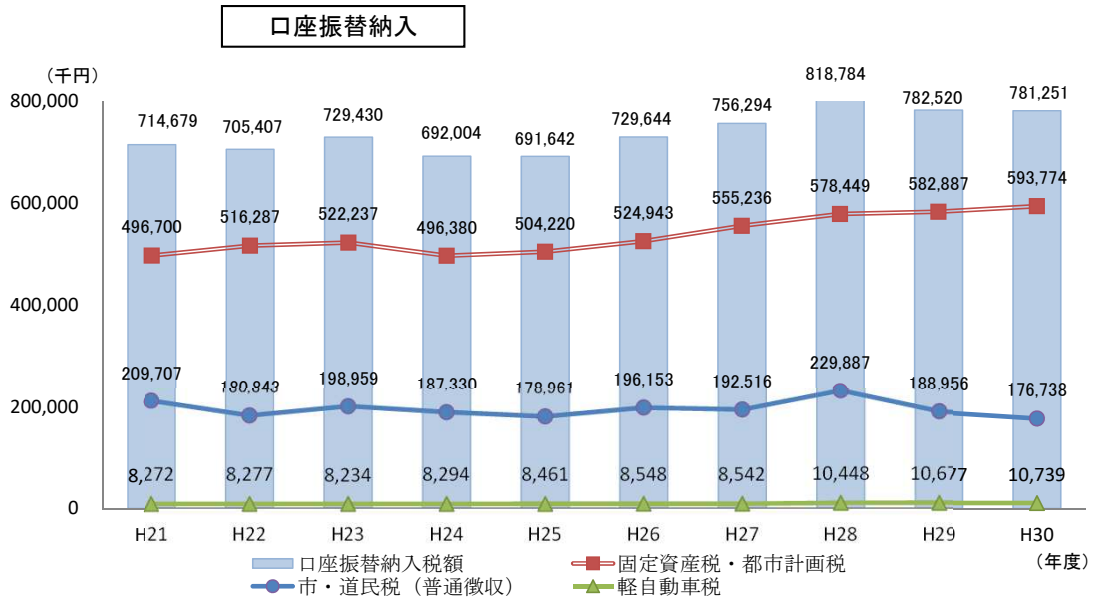
7 口座振替及びコンビニ納付の状況

(1) 利用率

(単位：千円・%)

税 目	年 度	調 定 額 (A)	口 座 振 替		コ ン ビ ニ	
			納 入 額 (B)	利 用 率 (B)/(A)	納 付 額 (C)	利 用 率 (C)/(A)
市・道民税 (普通徴収)	H26	698,285	196,153	28.1	131,296	18.8
	H27	598,063	192,516	32.2	130,920	21.9
	H28	650,814	229,887	35.3	138,085	21.2
	H29	534,227	188,956	35.4	122,925	23.0
	H30	505,765	176,738	34.9	125,531	24.8
固定資産税・ 都市計画税	H26	1,810,964	524,943	29.0	167,216	9.2
	H27	1,767,861	555,236	31.4	170,623	9.7
	H28	1,766,240	578,449	32.8	175,047	9.9
	H29	1,767,600	582,887	33.0	186,475	10.5
	H30	1,902,702	593,774	31.2	202,951	10.7
軽自動車税	H26	60,177	8,548	14.2	27,607	45.9
	H27	60,991	8,542	14.0	28,789	47.2
	H28	72,382	10,448	14.4	34,113	47.1
	H29	74,621	10,677	14.3	36,832	49.4
	H30	77,337	10,739	13.9	39,444	51.0
市 税 計	H26	2,569,426	729,644	28.4	326,119	12.7
	H27	2,426,915	756,294	31.2	330,332	13.6
	H28	2,489,436	818,784	32.9	347,245	13.9
	H29	2,376,448	782,520	32.9	346,232	14.6
	H30	2,485,804	781,251	31.4	367,926	14.8
国民健康保険税 (普通徴収)	H26	875,578	421,755	48.2	143,906	16.4
	H27	789,832	397,030	50.3	144,701	18.3
	H28	768,384	413,784	53.9	134,381	17.5
	H29	711,480	387,356	54.4	129,260	18.2
	H30	700,078	375,439	53.6	138,110	19.7
合 計	H26	3,445,004	1,151,399	33.4	470,025	13.6
	H27	3,216,747	1,153,324	35.9	475,033	14.8
	H28	3,257,820	1,232,568	37.8	481,626	14.8
	H29	3,087,928	1,169,876	37.9	475,492	15.4
	H30	3,185,882	1,156,690	36.3	506,036	15.9

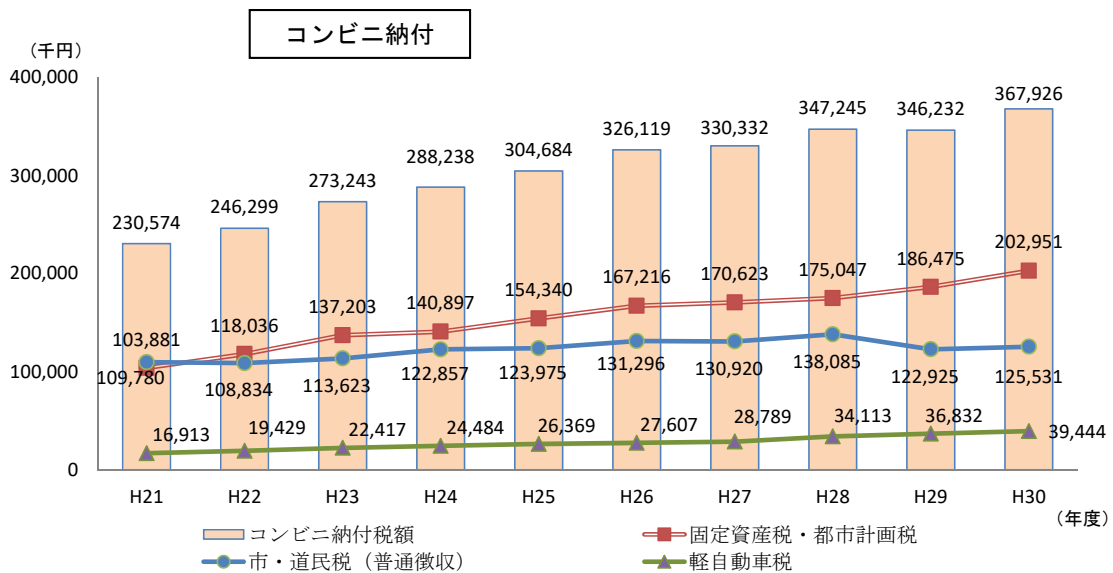
(2) 利用金額の推移



(単位：千円・件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
口座振替納入税額	729,644	756,294	818,784	782,520	781,251
固定資産税・都市計画税	524,943	555,236	578,449	582,887	593,774
市・道民税	196,153	192,516	229,887	188,956	176,738
軽自動車税	8,548	8,542	10,448	10,677	10,739
振替件数(延)	31,566	31,636	31,705	30,927	30,290

※定期口座振替分



(単位：千円・件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
コンビニ納付税額	326,119	330,332	347,245	346,232	367,926
固定資産税・都市計画税	167,216	170,623	175,047	186,475	202,951
市・道民税	131,296	130,920	138,085	122,925	125,531
軽自動車税	27,607	28,789	34,113	36,832	39,444
取扱件数(延)	25,578	25,996	26,770	26,746	27,759

8 督促状発布状況

(単位：件・%)

税 目	年度 期別	平成 29 年度			平成 30 年度			前年比 (D)/(B)
		調定件数 (A)	発布件数 (B)	督促率 (B)/(A)	調定件数 (C)	発布件数 (D)	督促率 (D)/(C)	
市・道民税 (普通徴収)	1	4,968	938	18.9	4,794	831	17.3	88.6
	2	4,041	792	19.6	3,920	753	19.2	95.1
	3	3,897	804	20.6	3,788	710	18.7	88.3
	4	3,995	719	18.0	3,880	705	18.2	98.1
	計	16,901	3,253	19.2	16,382	2,999	18.3	92.2
固定資産税・ 都市計画税	1	14,246	1,980	13.9	14,145	2,047	14.5	103.4
	2	14,162	1,540	10.9	14,072	1,512	10.7	98.2
	3	14,161	1,680	11.9	14,072	1,671	11.9	99.5
	4	14,161	1,403	9.9	14,069	1,297	9.2	92.4
	計	56,730	6,603	11.6	56,358	6,527	11.6	98.8
軽自動車税	全	11,380	1,539	13.5	11,444	1,509	13.2	98.1
国民健康保険税 (普通徴収)	1	5,039	675	13.4	4,837	667	13.8	98.8
	2	4,976	668	13.4	4,773	649	13.6	97.2
	3	4,947	662	13.4	4,741	600	12.7	90.6
	4	4,885	647	13.2	4,678	604	12.9	93.4
	5	4,722	627	13.3	4,547	549	12.1	87.6
	6	4,674	580	12.4	4,528	522	11.5	90.0
	7	4,681	598	12.8	4,511	562	12.5	94.0
	8	4,723	596	12.6	4,513	522	11.6	87.6
	9	4,701	575	12.2	4,505	516	11.5	89.7
	10	4,693	544	11.6	4,498	487	10.8	89.5
	計	48,041	6,172	12.8	46,131	5,678	12.3	92.0

9 市・道民税の徴収嘱託等の状況

(単位：千円・人)

年度	調定額		収 納 額						完納者数 (人)	収納率 (%)	差押 件数 (件)
	金額	人数	本税	人数	延滞金	人数	合計	人数			
H26	1,108	9	254	7	11	1	265	7	2	22.9	4
H27	167	4	65	2	5	1	70	2	2	38.9	4
H28	544	8	198	5	9	1	207	5	2	36.4	6
H29	787	9	353	6	28	2	381	6	3	44.9	5
H30	259	3	75	2	0	0	75	2	0	29.0	1

※徴収嘱託等には徴収嘱託及び直接徴収を含み、引継先は北海道

※対象は市税（国民健康保険税を除く）の滞納繰越分、平成25年度から導入

Ⅷ 参 考 資 料

- 1 道内市の採用税率一覧
- 2 道内の市別収納率状況
- 3 伊達市税条例改正等の変遷

1 道内市の採用税率一覧（令和元年8月1日現在）

市名	個人市民税		法人市民税										
	均等割 (円)	所得割 (%)	均 等 割 (千円)										法人税割 (%)
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
札幌	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	注1 11.9	
函館	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
小樽	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
旭川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
室蘭	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	12.1	
釧路	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
帯広	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	11.9	
北見	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
夕張	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
岩見沢	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
網走	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
留萌	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
苫小牧	3,500	標準	50	120	130	150	192	480	492	2,100	3,600	注2 12.1	
稚内	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
美唄	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
芦別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
江別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
赤平	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
紋別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
士別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
名寄	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
三笠	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
根室	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
千歳	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
滝川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
砂川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
歌志内	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
深川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
富良野	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
登別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
恵庭	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
伊達	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
北広島	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
石狩	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	
北斗	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	12.1	

※法人税割 注1) 適用期限：令和4年1月31日、注2) 資本金等の額3千万円以下は9.7%適用、適用期限：令和9年1月31日

※岩見沢市の都市計画税の括弧書きの部分は都市計画地域のうち、用途地域以外で農業振興地域のうち農用地区域を除いた区域に適用

固定 資産税 (%)	都市 計画税 (%)	軽自動車税 (円)	入 湯 税 (円)				鉦 産 税 (%)
			一 般		修 学 旅 行	湯 治	
			宿 泊	日 帰			
1.4	0.3	標準	150	100	60(日帰30)	60(日帰30)	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	150	70	70	1.2(0.9)
1.4	0.3	標準	150	100	-	150(日帰100)	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	-
1.4	0.3	標準	-	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	250	90	70(日帰40)	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	50	50(日帰30)	30	-
1.4	0.3	標準	150	50(貸室100)	-	-	1.0(0.7)
1.45	0.3	標準・ 超過(1.2倍)	150	50	-	-	1.1(0.9)
1.4	0.3(0.15)	標準	150	50	-	-	1.1(0.8)
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	1.1(0.8)
1.4	0.3	標準	-	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	60	-	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	100	50	-	50	1.0(0.7)
1.45	0.3	標準	100	100	100	100	1.1(0.8)
1.45	0.3	標準	150	100	-	-	1.1(0.77)
1.4	0.3	標準	150	100	-	-	-
1.45	0.3	標準	-	50	-	-	1.1(0.8)
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	1.2(0.9)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	-	-	-	-	-
1.75	-	標準	150	75	-	45	1.1(0.7)
1.4	0.3	標準	-	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	50	課税免除	課税免除	-
1.5	0.3	標準	-	50	-	-	-
1.5	0.2	標準	-	-	-	-	1.0(0.7)
1.7	-	標準	150	50	-	-	1.15(0.85)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	150	-	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	50	70	70	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	100	課税免除	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	50	80(日帰40)	50	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	75	-	50	-
1.4	0.3	標準	150	50	-	-	1.2(0.9)
1.4	-	標準	150	50	-	-	1.0(0.7)

※入湯税のうち、釧路市は国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等以外の宿泊者は150円、三笠市は日帰りの料金が1,000円以下の場合には課税免除、登別市は義務教育の者は課税免除、伊達市は12歳未満の者及び中学生以下の修学旅行生は課税免除

※鉦産税の括弧書きの部分は採掘価格200万円以下の税率

2 道内の市別収納率状況

(1) 現年課税分市税（平成30年度）

(単位：%)

税目 市名	個人市民税		固定資産税		都市計画税		軽自動車税		入湯税		国保税(料)	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	99.2	8	99.8	1	99.8	1	98.9	17	99.5	30	94.5	23
函館	98.6	28	99.0	20	98.8	18	98.9	17	100.0	1	92.2	31
小樽	99.3	6	98.1	31	97.8	30	99.1	13	100.0	1	96.4	8
旭川	98.9	20	99.1	17	99.0	16	98.5	26	100.0	1	92.0	34
室蘭	99.2	8	99.4	13	99.0	16	99.4	5		-	95.8	17
釧路	98.5	30	98.5	28	98.5	25	98.2	30	100.0	1	91.7	35
帯広	98.5	30	99.2	16	99.2	14	98.2	30	100.0	1	92.1	33
北見	98.7	25	98.8	21	98.5	25	99.3	8	100.0	1	94.1	26
夕張	99.1	14	98.1	31	97.8	30	98.4	29	100.0	1	97.8	4
岩見沢	99.0	16	99.4	13	99.4	11	99.1	13	100.0	1	96.0	14
網走	99.0	16	98.6	25	98.6	22	98.5	26	100.0	1	95.5	18
留萌	99.2	8	98.6	25	98.6	22	99.4	5		-	94.6	22
苫小牧	98.5	30	99.6	8	99.3	12	98.8	20	100.0	1	94.4	25
稚内	98.6	28	97.5	34	97.5	32	99.0	16	100.0	1	93.3	30
美唄	98.9	20	97.4	35	97.9	29	98.6	24	100.0	1	96.2	12
芦別	98.8	23	98.8	21	98.8	18	98.0	33	100.0	1	97.1	5
江別	99.4	4	99.8	1	99.8	1	99.5	4	100.0	1	97.1	5
赤平	98.7	25	98.6	25	98.6	22	97.5	34	100.0	1	93.8	27
紋別	98.8	23	98.8	21	98.8	18	98.7	22	100.0	1	96.3	11
士別	99.8	1	99.7	6	99.7	5	99.8	2	100.0	1	98.6	2
名寄	99.8	1	99.8	1	99.8	1	99.7	3		-	98.1	3
三笠	97.9	35	98.3	30		-	96.9	35	100.0	1	94.5	23
根室	98.4	33	99.1	17	99.1	15	99.2	9		-	92.2	31
千歳	99.2	8	99.8	1	99.8	1	99.2	9	100.0	1	94.8	21
滝川	98.9	20	98.1	31	98.1	28	98.5	26	100.0	1	95.3	19
砂川	99.8	1	99.6	8	99.6	8	100.0	1		-	98.8	1
歌志内	99.1	14	99.1	17		-	98.1	32	100.0	1	96.0	14
深川	99.2	8	98.8	21	98.8	18	98.7	22	100.0	1	96.6	7
富良野	98.7	25	99.5	10	99.5	9	99.2	9	100.0	1	96.4	8
登別	99.0	16	98.4	29	98.4	27	98.9	17	100.0	1	93.8	27
恵庭	99.3	6	99.7	6	99.7	5	99.4	5	100.0	1	96.1	13
伊達	99.2	8	99.5	10	99.5	9	99.1	13	100.0	1	96.0	14
北広島	99.4	4	99.8	1	99.7	5	99.2	9	100.0	1	96.4	8
石狩	98.4	33	99.3	15	99.3	12	98.6	24	100.0	1	93.5	29
北斗	99.0	16	99.5	10		-	98.8	20	100.0	1	95.2	20
加重平均率	99.0		99.5		99.4		98.9		99.8		94.3	
単純平均率	99.0		99.0		99.0		98.8		100.0		95.2	

(2) 市税年度別（現年・滞繰合計）

(単位：%)

市名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	97.3	2	97.7	2	98.1	3	98.5	2	98.8	2
函館	93.6	20	94.7	17	95.6	16	96.4	11	96.8	13
小樽	72.3	35	73.6	35	72.7	35	72.3	35	72.7	35
旭川	92.1	27	93.0	26	94.6	22	95.0	23	95.6	23
室蘭	95.4	11	95.5	9	96.1	10	96.5	10	96.9	11
釧路	89.9	31	90.6	31	90.9	33	92.0	32	92.6	31
帯広	95.0	13	95.2	16	95.8	12	96.3	14	96.8	13
北見	95.0	13	95.3	15	95.6	16	95.9	17	96.0	20
夕張	93.7	19	93.7	23	93.8	25	93.9	26	94.5	26
岩見沢	92.7	24	93.4	24	94.2	23	95.2	22	96.6	15
網走	91.8	29	91.8	30	92.5	28	94.4	24	94.7	25
留萌	93.0	23	94.4	20	94.9	20	95.5	21	95.9	22
苫小牧	94.3	16	94.4	20	94.8	21	96.3	14	96.5	17
稚内	91.9	28	92.0	28	92.3	29	93.1	28	93.0	30
美唄	89.1	33	89.9	33	91.4	31	91.9	33	92.6	31
芦別	93.3	22	94.7	17	94.2	23	94.1	25	94.5	26
江別	96.1	7	96.8	4	97.2	5	97.7	4	97.9	6
赤平	96.2	6	96.3	7	96.5	9	96.9	9	96.9	11
紋別	92.3	26	93.8	22	95.0	19	95.9	17	96.6	15
士別	96.6	3	96.4	6	96.6	7	96.4	11	97.8	7
名寄	98.1	1	98.4	1	98.7	1	98.8	1	98.9	1
三笠	92.7	24	92.8	27	92.6	27	92.2	29	91.7	33
根室	95.8	9	95.4	11	95.2	18	96.4	11	97.1	10
千歳	96.5	4	96.5	5	97.4	4	97.7	4	98.0	4
滝川	87.8	34	87.9	34	88.6	34	88.9	34	89.1	34
砂川	96.5	4	97.5	3	98.2	2	98.4	3	98.6	3
歌志内	93.5	21	93.3	25	93.4	26	93.7	27	95.1	24
深川	94.5	15	95.4	11	95.8	12	95.7	20	96.0	20
富良野	95.1	12	95.4	11	95.7	15	95.9	17	96.3	18
登別	89.5	32	90.2	32	91.2	32	92.2	29	93.4	28
恵庭	93.9	18	94.5	19	95.9	11	97.0	8	97.6	9
伊達	96.0	8	96.2	8	96.8	6	97.3	7	97.8	7
北広島	94.1	17	95.5	9	96.6	7	97.4	6	98.0	4
石狩	91.4	30	92.0	28	91.9	30	92.1	31	93.4	28
北斗	95.7	10	95.4	11	95.8	12	96.0	16	96.2	19
加重平均率	94.1		95.2		95.7		95.7		96.8	
単純平均率	93.2		93.7		94.2		94.7		95.2	

※国民健康保険税（料）を除く

(3) 国民健康保険税(料)収納率(現年・滞繰合計)

(単位：%)

年度 市名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	78.62	15	79.66	14	81.74	15	83.46	13	85.42	10
函館	57.82	35	61.99	34	67.27	32	72.92	30	76.54	28
小樽	85.19	4	86.06	4	86.48	7	86.22	6	87.75	5
旭川	67.63	28	69.78	28	73.65	27	76.67	24	78.63	25
室蘭	72.29	22	71.94	24	73.77	25	74.58	28	75.36	29
釧路	64.30	31	65.13	32	66.48	33	68.19	34	71.98	32
帯広	69.67	25	70.98	26	73.77	25	75.34	27	77.71	27
北見	83.77	10	83.68	9	84.17	9	84.58	10	85.08	12
夕張	85.05	5	85.40	7	88.03	5	84.49	11	86.40	9
岩見沢	79.36	13	79.59	15	81.55	16	85.02	7	88.30	4
網走	84.44	8	83.88	8	84.61	8	84.71	9	85.26	11
留萌	71.79	23	72.81	22	75.21	23	76.77	23	78.92	23
苫小牧	72.43	21	74.21	20	76.15	19	78.71	19	80.53	19
稚内	67.69	27	70.72	27	72.19	29	74.41	29	74.69	30
美唄	68.43	26	67.68	30	68.84	30	69.90	31	73.83	31
芦別	80.58	12	80.83	12	82.13	13	82.22	15	83.22	15
江別	78.21	17	80.60	13	82.15	11	83.14	14	84.87	13
赤平	79.34	14	78.54	17	79.11	17	79.11	18	80.09	20
紋別	76.73	18	79.55	16	82.15	11	84.78	8	87.09	8
士別	90.35	1	91.50	1	92.87	1	93.10	1	93.86	1
名寄	86.44	2	89.16	2	91.29	2	92.73	2	93.67	2
三笠	84.96	7	83.44	10	81.76	14	76.33	25	79.17	22
根室	76.59	19	75.90	19	76.10	21	80.60	16	83.22	15
千歳	80.75	11	82.29	11	83.83	10	83.62	12	83.63	14
滝川	74.94	20	73.77	21	75.55	22	77.00	22	78.92	23
砂川	84.97	6	87.25	3	89.68	3	91.74	3	93.28	3
歌志内	66.66	30	67.66	31	67.94	31	69.88	32	71.06	33
深川	86.19	3	85.52	5	88.22	4	87.80	4	87.66	6
富良野	83.94	9	85.43	6	87.14	6	87.63	5	87.15	7
登別	62.09	33	62.08	33	65.58	34	68.43	33	70.61	34
恵庭	63.99	32	68.02	29	72.40	28	77.86	21	82.60	18
伊達	71.61	24	72.76	23	75.16	24	76.07	26	78.19	26
北広島	66.80	29	71.07	25	76.15	19	78.56	20	83.14	17
石狩	59.87	34	58.67	35	58.55	35	58.97	35	60.97	35
北斗	78.56	16	76.78	18	78.46	18	79.41	17	79.84	21
加重平均率	73.58		75.38		77.79		79.85		82.01	
単純平均率	75.49		76.41		78.29		79.57		81.39	

3 伊達市税条例改正等の変遷

年月日	科 目	改 正 内 容
S25. 9. 2	町 民 税	伊達町税条例制定
		均 等 割 個人 500円 法人 2,000円
	固 定 資 産 税	所 得 割 税 率 所得税額の100分の20
		税 率 100分の1.6
	自 転 車 税	免 税 点 1万円
		自 転 車 年1台 300円
	荷 車 税	荷積牛馬車 保道車 年1台 1,000円
		鉄 輪 年1台 800円
		荷積大車 年1台 500円
		荷積小車 年1台 300円
		リヤカー 年1台 300円
	電 気 ・ ガ ス 税	税 率 100分の10
	鉱 産 税	税 率 100分の1.2
	木 材 引 取 税	税 率 100分の6
	広 告 税	第 1 種
		1. 交通運輸機関によるもの
		2. 入場券等によるもの
		3. 請負委託によるもの
		以上の広告料の100分の10
		第 2 種
		1. 立看板によるもの 1ヶ 50円
2. ポスター等によるもの 1枚 10円		
3. チラシ・カレンダー等によるもの 1枚につき 50円		
4. 建植・看板等によるもの 1坪につき年 300円		
入 湯 税	税 率 1人1日 20円	
	接 客 人 税	
犬 税	税 率 年1頭 200円	
	ミ シ ン 税	税 率 年1台 300円
特 別 家 畜 税	税 率 年 明け2才の牛馬 1頭 200円	
	年 明け2才以上の雌山羊 1頭 100円	
26. 7. 1	町 民 税	均 等 割 個人 400円
		所 得 割 法人 課税総所得金額の 2万円以下の金額 100分の6.5 2万円を超える金額 100分の 8 6万円を超える金額 100分の 9 10万円を超える金額 100分の 10
	町 民 税	法人税割 100分の16

年月日	科目	改正内容
26. 7. 1	固定資産税	税率 100分の3 免税点 償却資産 3万円
	荷車税	荷積牛馬車 保道車 年 1,300円
	町民税	所得割 所得税額の100分の20
27. 3. 25		法人税割 100分の15
	広告税	廃止
27. 12. 12	接客入税	廃止
	固定資産税	税率 100分の2.7
27. 3. 25	自転車税	普通自転車 年 300円 動力付自転車 年 500円
	町民税	均等割 個人 300円
29. 7. 27		伊達町税条例全部改正
		所得割 所得税額の100分の15
		法人税割 100分の9
	固定資産税	税率 100分の2.5 免税点 償却資産 5万円
	自転車荷車税	自転車税および荷車税を改める 原動機付自転車 年 750円
	町たばこ消費税	創設 税率 115分の10
	特別家畜税	雌山羊明け2才以上を満1才以上に改正
30. 12. 10	固定資産税	免税点 償却資産 10万円
	町たばこ消費税	税率 100分の9
	町民税	所得割 所得税額の100分の18 法人税割 100分の9.7
	自転車荷車税	原動機付自転車 年 750円を 50cc以下 500円 90cc以下 800円 90ccを超えるもの 1,000円
32. 9. 25	木材引取税	税率 100分の5
	入湯税	廃止
33. 3. 12	町民税	所得割 所得税額の100分の22
	固定資産税	税率 100分の2
	犬税	廃止
	ミシン税	廃止
	特別家畜税	廃止
33. 7. 28	軽自動車税	自転車荷車税を軽自動車税に改める 原動機付自転車 第1種 50ccまで 500円 第2種 90ccまで 800円 第3種 125ccまで 1,000円 軽自動車 農耕作業用 1,000円 その他 1,500円 2輪の小型自動車 2,500円
	町たばこ消費税	税率 100分の11

年月日	科目	改正	内容
34. 7. 29	固定資産税	免税点	土地2万円・家屋3万円・償却資産15万円
36. 8. 9	軽自動車税	軽自動車税	その他 1,500円を 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪以上の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円
36. 9. 28	固定資産税	税率	100分の1.7
36. 12. 19	町民税	所得割	準拠税率 総所得金額が 10万円以下の金額 100分の2 10万円を超える金額 100分の3 20万円を超える金額 100分の4 50万円を超える金額 100分の5 100万円を超える金額 100分の6 150万円を超える金額 100分の7 250万円を超える金額 100分の8 400万円を超える金額 100分の9 600万円を超える金額 100分の10 1,000万円を超える金額 100分の11 2,000万円を超える金額 100分の12 3,000万円を超える金額 100分の13 5,000万円を超える金額 100分の14
37. 5. 8	町たばこ消費税	税率	100分の12
	電気・ガス税	税率	100分の9
38. 7. 26	町たばこ消費税	税率	100分の13.4
	電気・ガス税	税率	100分の8
38. 9. 28	軽自動車税	小型特殊自動車を加える	小型特殊車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円
39. 6. 27	町たばこ消費税	税率	100分の15
	電気・ガス税	税率	100分の7
40. 5. 14	町民税	法人税割	100分の10.1
	軽自動車税	4輪以上の乗用	4,500円
41. 5. 7	町民税	法人税割	100分の10.7
	固定資産税	免税点	土地8万円・家屋5万円・償却資産30万円
42. 6. 23	町民税	均等割	法人 資本金又は出資金1,000万円を超える法人 又は相互会社 年 4,000円 上記以外の法人等 年 2,400円
	町たばこ消費税	税率	100分の18.1
43. 12. 14	固定資産税	税率	100分の1.6
44. 5. 10	軽自動車税	4輪以上の専ら雪上を走行するもの	1,500円
45. 3. 18	固定資産税	税率	100分の1.5
45. 12. 15	固定資産税	税率	100分の1.4
48. 7. 11	固定資産税	免税点	土地15万円・家屋8万円・償却資産100万円

年月日	科目	改正内容
48. 7. 11	電気・ガス税	税率 100分の 6
	鉱産税	税率 100分の 1
48. 10. 1	特別土地保有税	創設 税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の 3 免税点 5,000㎡に満たない場合
49. 4. 30	市民税	均等割 法人 資本金又は出資金1,000万円を超える法人 又は相互会社 年 7,000円 上記以外の法人等 年 4,000円 法人税割 100分の14.5
	電気税	税率 100分の 6
	ガス税	税率 100分の 5
49. 12. 30	電気税	税率 100分の 5
	ガス税	税率 100分の 4
50. 6. 24	ガス税	税率 100分の 3
51. 4. 15	市民税	均等割 個人 1,000円 法人 12,000円、20,000円、40,000円
	軽自動車税	原動機付自転車 第1種 50cc以下 650円 第2種 90cc以下 1,000円 第3種 125cc以下 1,300円 軽自動車 2輪 2,000円 3輪 2,600円 4輪乗用営業 5,200円 " 自家用 5,900円 4輪貨物営業 2,900円 " 自家用 3,300円 専ら雪上 2,000円 小型特殊農耕 1,300円 " その他 3,900円 2輪小型自動車 3,300円
	ガス税	税率 100分の 2
52. 2. 16	都市計画税	創設 税率 100分の 0.2
52. 5. 9	市民税	均等割 法人 13,000円、40,000円、134,000円
53. 4. 28	市民税	均等割 法人 13,000円、40,000円、134,000円 560,000円、1,000,000円
54. 4. 2	前納報奨金	廃止
54. 5. 9	軽自動車税	原動機付自転車 第1種 50cc以下 700円 第2種 90cc以下 1,100円 第3種 125cc以下 1,450円

年月日	科目	改正	内容
54. 5. 9	軽自動車税	軽自動車	2輪 2,200円 3輪 2,850円 4輪乗用営業 5,200円 4輪乗用自家用 6,500円 4輪貨物営業 2,900円 " 自家用 3,650円 専ら雪上 2,200円 小型特殊農耕 1,450円 " その他 4,300円 2輪小型自動車 3,650円
54.10. 9	固定資産税	税率	100分の1.5 (昭和55年度から平成元年まで)
55. 4.25	市民税	均等割	個人 1,400円
		所得割	準拠税率
55. 7. 2	入湯税	創設	
		税率	入湯客1人1日 150円
56. 4.28	市民税	法人税割	100分の14.7
58. 5.12	市民税	均等割	法人 27,000円、 80,000円、 100,000円、 270,000円、1,000,000円、1,500,000円
59. 4.27	市民税	均等割	法人 48,000円、 144,000円、 180,000円、 480,000円、2,100,000円、3,600,000円
59. 5. 9	軽自動車税	原動機付自転車	第1種 50cc以下 1,000円 第2種 90cc以下 1,200円 第3種 125cc以下 1,600円
		軽自動車	2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 4輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 専ら雪上 2,400円
		小型特殊自動車	農耕用 1,600円 その他 4,700円
		二輪の小型自動車	4,000円
60. 4. 6	市民税	均等割	個人 2,000円
	軽自動車税	原動機付自転車	三輪以上のもの 0.02リットル又は0.25キロワット 超のもの 2,500円
	市たばこ消費税	従価割	100分の14.3
		従量割	1,000本につき 350円
61. 4. 1	木材引取税	廃止	
	市たばこ消費税	従価割	小売定価の合計額-法附則第30条の3の控除額 税率 100分の14.3

年月日	科目	改正内容																																
61. 4. 1	市たばこ消費税	従量割 1,000本につき 640円 (特例 61. 5. 1~62. 3. 31)																																
62. 5. 11	市たばこ消費税	臨時措置の適用期限を昭和62年12月31日まで延長																																
62. 12. 4	市民税	所得割税率の改正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">63年度分</th> <th colspan="2">64年度以後の年度分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>60万円を超える金額</td> <td>5%</td> <td>60万円を超える金額</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>130万円 "</td> <td>7%</td> <td>130万円 "</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>260万円 "</td> <td>8%</td> <td>300万円 "</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>460万円 "</td> <td>10%</td> <td>450万円 "</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>950万円 "</td> <td>11%</td> <td>900万円 "</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>1,900万円 "</td> <td>12%</td> <td>2,000万円 "</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	63年度分		64年度以後の年度分		60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%	60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%	130万円 "	7%	130万円 "	7%	260万円 "	8%	300万円 "	8%	460万円 "	10%	450万円 "	10%	950万円 "	11%	900万円 "	11%	1,900万円 "	12%	2,000万円 "	12%
63年度分		64年度以後の年度分																																
60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%																															
60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%																															
130万円 "	7%	130万円 "	7%																															
260万円 "	8%	300万円 "	8%																															
460万円 "	10%	450万円 "	10%																															
950万円 "	11%	900万円 "	11%																															
1,900万円 "	12%	2,000万円 "	12%																															
63. 6. 13	市たばこ消費税	臨時措置の適用期限を昭和63年3月31日まで延長																																
	市たばこ消費税	臨時措置の適限を昭和64年3月31日まで延長																																
	固定資産税	宅地・農地に係る負担調整措置の改正																																
	都市計画税	宅地・農地に係る負担調整措置の改正																																
63. 12. 30	市民税	分離課税に係る所得割額の税率を7段階から3段階に改正 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% 退職所得控除額の引上げ 非課税の合計所得額を125万円に引上げ、寡夫を非課税の対象に加える 均等割の非課税限度額を26万円に引上げ 所得割の非課税限度額を32万円に引上げ 寄附金控除額の創設																																
H元. 3. 31	市民税	所得割の税率を7段階から3段階に改正 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% 長期譲渡所得に係る課税の特例 (ア) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (イ) " 4,000万円を超える場合は160万円と 課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5% に相当する金額との合計額 株式等の譲渡に係る課税の特例 株式の譲渡益について(所得税において源泉分離課税を選択した場合を除く) 4%の税率による申告分離課税を適用優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例																																
	市たばこ税	市たばこ消費税を市たばこ税とし、税率を従量割1,000本につき1,997円(旧3級品については1,000本につき948円)																																
	電気税	廃止																																

年月日	科目	改正内容
元. 3. 31	ガ ス 税	廃 止
2. 3. 27	軽 自 動 車 税	電気自動車にかかる軽減税率の適用を平成2年度まで延長 平成2年度排出ガス規制適合車に対し平成2年度まで軽減税率を適用
2. 3. 31	市 民 税	均等割の非課税限度額を28万円に引上げ 所得割の非課税限度額を34万円に引上げ みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に係る税率の改正
3. 3. 22	市 民 税	損害保険料控除の創設 超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例期限の延長（平成5年度まで） 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例期限の延長（平成4年度まで） 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例期限の延長（平成4年度まで）
3. 3. 30	市 民 税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、4万円を加算 所得割の非課税限度額を15万円に引上げ 所得割税率適用区分の引上げ 120万円 → 160万円 500万円 → 550万円
	固 定 資 産 税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成3年度から平成5年度まで） 免税点の引上げ 土 地 15万円 → 30万円 家 屋 8万円 → 20万円 償却資産 100万円 → 150万円
	都 市 計 画 税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成3年度から平成5年度まで）
	軽 自 動 車 税	昭和60年2月15日前に取得したミニカーに対する特例税率の廃止、平成2年度排出ガス規制適合車に対する特例税率の廃止 電気自動車に対する特例税率の適用期限を2年延長
	特別土地保有税	保有税を適用しない範囲の改正
3. 12. 16	市 民 税	市街化区域以外の土地で取得後10年を経過した土地 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例期限の延長（平成8年度まで） 超短期所有土地の譲渡に係る事業所得の課税の特例期限の延長（平成10年度まで） 長期譲渡所得の税率を一律6%に引下げ 優良住宅地造成のための長期譲渡所得の税率を一律3.4%に引下げ 特例期限を延長（平成9年度まで） 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例の廃止 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の税率適用区分の拡大（6,000万円）

年月日	科目	改正内容												
3. 12. 16	特別土地保有税	遊休土地の所有者に課する保有税の創設												
4. 4. 1	組織の変更	税務課を課税課と納税課に分離												
4. 6. 19	市民税	<p>収納消込機械（OCR）導入</p> <p>均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人4万円の加算額を7万円に引上げ</p> <p>所得割の非課税限度額の加算額を15万円から19万円に引上げ</p> <p>肉用牛の売却による事業所得を有する者がみなし法人課税を選択した場合の市民税の課税の特例を廃止（平成6年度以降）</p> <p>みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を廃止（平成6年度以降）</p>												
5. 4. 23	軽自動車税 市民税	<p>電気自動車に対する特例税率の適用期限を2年再延長</p> <p>均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人7万円の加算額を11万円に引上げ</p> <p>所得割の非課税限度額の加算額を19万円から25万円に引上げ</p>												
5. 6. 24	固定資産税 都市計画税	<p>評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）</p> <p>住宅用地等に係る課税標準の特例措置の改正</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>2分の1</td> <td>→</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>小規模住宅用地</td> <td>4分の1</td> <td>→</td> <td>6分の1</td> </tr> </table> <p>評価替えに伴う負担軽減措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）</p> <p>住宅用地に係る課税標準の特例措置の導入</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>3分の2</td> </tr> <tr> <td>小規模住宅用地</td> <td>3分の1</td> </tr> </table>	住宅用地	2分の1	→	3分の1	小規模住宅用地	4分の1	→	6分の1	住宅用地	3分の2	小規模住宅用地	3分の1
住宅用地	2分の1	→	3分の1											
小規模住宅用地	4分の1	→	6分の1											
住宅用地	3分の2													
小規模住宅用地	3分の1													
6. 3. 25	特別土地保有税 市民税	<p>保有分に係る特別土地保有税から控除される固定資産税相当額の特例の改正</p> <p>市民税の減免 均等割</p> <p>地方自治法第260条の2第1項による地縁による団体を追加</p>												
6. 3. 31	市民税	<p>均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人11万円の加算額を15万円に引上げ</p> <p>所得割の非課税限度額の加算額を25万円から30万円に引上げ</p> <p>特別減税の実施（6年度分の所得割額の20%を減税する）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>均等割 法人</td> <td>60,000円</td> <td>144,000円</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>180,000円</td> <td>192,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>492,000円</td> <td>2,100,000円</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </table>	均等割 法人	60,000円	144,000円	156,000円		180,000円	192,000円	480,000円		492,000円	2,100,000円	3,600,000円
均等割 法人	60,000円	144,000円	156,000円											
	180,000円	192,000円	480,000円											
	492,000円	2,100,000円	3,600,000円											
7. 3. 31	固定資産税 都市計画税 特別土地保有税 市民税	<p>農地に係る負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）</p> <p>農地に係る負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）</p> <p>取得分に係る課税標準の改正（平成6年度から平成8年度まで）</p> <p>阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例</p> <p>特別減税の実施（7年度分の所得割額の15%（上限2万円）を減税する）</p> <p>所得割税率の調整</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> </table>	200万円以下の金額	3%										
200万円以下の金額	3%													

年月日	科目	改正内容
		700万円以下の金額 8% 700万円を超える金額 11%
7. 7. 3	固定資産税 軽自動車税 市民税	評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度から平成8年度まで） 公衆浴場の用に供する固定資産に係る軽減措置 電気自動車に係る税率の特例措置の廃止 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の税率の引上げ 課税標準額 4,000万円以下 5.5% 4,000万円超 6.0%
8. 3. 27	賦課徴収	市税に係る督促手数料の廃止
8. 3. 29	市民税	特別減税の実施 （8年度分の所得割額の15%（上限2万円）を減税する） 均等割（個人） 標準税率とする
9. 3. 31	固定資産税 都市計画税 市民税	地価動向等による緊急的な税負担（負担調整率）の緩和 地価動向等による緊急的な税負担（負担調整率）の緩和 特別減税の廃止 所得割税率の改正（分離課税に係る所得割の税率も含む） 700万円を超える金額 12%
	軽自動車税	小型特殊自動車の内、農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む）を削除し、農耕作業用のものとする
	市たばこ税	税率改正 たばこ（旧3級品外）1,000本につき2,434円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,155円
	固定資産税 都市計画税	宅地に係る税負担の調整措置（平成9年度から平成11年度まで） 再建築価格の基礎となる単価の見直し 宅地の引下げ措置及び据え置き措置等の減額措置（平成9年度から平成11年度まで）
10. 3. 26	市民税	特別減税の実施 平成10年度分の所得割額から定額による特別減税 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養親族一人につき8,500円
10. 3. 31	市民税	特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除制度の創設 納税管理人制度についての条例改正 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の引下げ 課税標準額 6,000万円以下 4.0% 6,000万円超 5.5%
		所得割非課税の引上げ 現行 34万円 → 35万円
10. 12. 14	特別土地保有税 市民税	地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正 法人均等割の区分に特定非営利活動促進法に基づき設立された法人を加え、同法人の減免規定を加える
11. 3. 31	市民税	所得割の非課税限度額の加算額を30万円から31万円に引上げ 定額による特別減税の廃止

年月日	科目	改正内容
		定率による税額控除の実施（11年度分以後の所得割額の15%（上限4万円）を控除する） 所得割 税率の改正 700万円を超える金額 10% 特定扶養親族に係る控除額を45万円に引上げ（平成12年度から適用） 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の税率を4%に改正（平成11年、平成12年について適用） 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設（平成11年、12年について適用）
	市たばこ税	税率改正 たばこ（旧3級品外）1,000本につき2,668円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,266円
	固定資産税・都市計画税	用途変更宅地及び類似用途変更宅地に係る課税標準の経過措置
12. 3. 31	市民税	所得割の非課税限度額の加算額を31万円から32万円に引上げ 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設
	固定資産税	商業地等に係る負担水準の特例 負担水準 75%（H14は70%）を超える →課税標準 75%（H14は70%）まで引下げ 負担水準 60%以上75%（H14は70%）以下 →課税標準据置 負担水準 60%未満 →負担水準に応じ負担調整 調整率 1.025～1.15
13. 3. 30	市民税	著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置 据置要件 負担水準45%以上で価格下落率0.12以上 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人15万円の加算額を16万円に引上げ 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の特例期限の延長（平成16年度まで）
13. 9. 26	市民税	商品先物取引の雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の創設
14. 3. 29	市民税	株等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の改正 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人16万円の加算額を20万円に引上げ
15. 3. 31	市民税	所得割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人32万円の加算額を36万円に引上げ 配当所得及び株式譲渡所得に係る個人住民税の課税方法の見直し 控除対象配偶者が配偶者控除に上乗せして適用される配偶者特別控除の廃止（平成17年度から）
	固定資産税	商業地等の宅地に係る負担調整措置の3年間延長 一般市街化区域内農地に対する固定資産税の上限を評価額の3分の1とする措置を実施 平成15年度分の前年度課税標準額等について、みなし規定を創設

年月日	科目	改正内容
16. 3. 31	軽自動車税	申告書用紙の全国標準化に対応するための変更
	市たばこ税	税率改正（平成15年7月1日から） たばこ 1,000本につき2,977円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,412円
	特別土地保有税	平成15年度以降の新規課税を停止 特別土地保有税審議会の廃止
	都市計画税	商業地等の宅地に係る負担調整措置の3年間延長 一般市街化区域内農地に対する固定資産税の上限を評価額の3分の2とする措置を実施 平成15年度分の前年度課税標準額等について、みなし規定を創設
17. 3. 31	市民税	均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを3,000円に統一、あわせて生計同一の妻に対する非課税措置を、平成17年度から段階的に廃止 老年者控除の廃止（平成18年度から） 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、1人20万円の加算額を18万円に引き下げ 所得割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、1人36万円の加算額を35万円に引き下げ 土地、建物等の譲渡所得に係る課税の特例を改正 上場株式等以外の株式等の譲渡所得の金額に係る税率を引下げ
	固定資産税	制限税率の廃止
18. 3. 1	入湯税	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の課税免除に「修学旅行の中学生」を加える 入湯税の税率（入湯客1人1日150円）を以下に改正 一般入湯客 日帰50円 宿泊（1泊につき）150円 修学旅行の学生（高校生以上のもの） 日帰40円 宿泊（1泊につき）80円 療養のため引き続き7日以上（6泊以上）滞在する湯治客 宿泊（1泊につき）50円
18. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の非課税限度額の改正 ア 均等割の非課税限度額 所得金額 ≤ 28万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 加算額16万8千円 イ 所得割の非課税限度額 所得金額 ≤ 35万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 加算額32万円 地震保険料控除の創設、地震保険料の2分の1相当額の所得控除（平成20年度から適用） 所得税から個人住民税への税源移譲 所得割の税率を一律6%に改正（平成19年度から適用） 定率減税の廃止（平成19年度から適用）

年月日	科目	改正内容
18. 3. 31	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進税制の創設、税額を2分の1とする減額措置 土地の負担調整措置 <ul style="list-style-type: none"> 商業地等の宅地 <ul style="list-style-type: none"> 負担水準が70%を超えるものは、当該年度評価額の70%を課税標準額とする。 負担水準が60%以上70%以下は、前年度課税標準額を据え置く。 負担水準が60%未満は、前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし当該額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額、評価額の20%を下回る場合は20%相当額とする。 住宅用地 <ul style="list-style-type: none"> 負担水準が80%以上は、前年度課税標準額を据え置く。 負担水準が80%未満は、前年度課税標準額に当該年度評価額に特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額(本則課税標準額)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が本則課税標準額の80%を上回る場合は80%相当額、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額とする。
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 制限税率を標準税率の1.5倍とする
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 税率改正(平成18年7月1日から) <ul style="list-style-type: none"> たばこ(旧3級以外) 1,000本につき3,298円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,564円
19. 3. 30	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡に係る市民税の課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税の特例について、平成16年1月1日から平成19年12月31日までとしている軽減税率、住民税3%、所得税7%の適用を1年延長し、平成20年12月31日までとする。 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 3年超保有していた特定株式を一定の要件により譲渡したときは、その譲渡益を2分の1に軽減する特例の期限を平成21年3月31日まで2年延長する。 条約適用利子及び配当等に係る個人の市民税の課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 所得割の納税義務者が支払いを受ける特定外国配当のうち、一定の上場株式の配当に対する課税の特例について軽減税率5%が適用される期限を平成21年3月31日まで1年延長する。 保険料に係る個人の市民税の課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 租税条約の規定に基づき居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その年の総所得金額等から控除する。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特別措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修を行い、その旨を市に申告した場合に限り、工事

年月日	科目	改正内容
19. 4. 1	組織の変更	が完了した年の翌年分のみ、その住宅にかかる固定資産税の3分の1（100㎡までを限度）を減額する。
19. 6. 15	市民税	課税課と納税課を統合、税務課に機構改革 ・信託法の制度に伴う改正 人格のない社団、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に、法人税割額によって法人市民税を課する。
20. 4. 1	組織の変更	税務課に収納担当参事を置く
20. 4. 30	市民税	・公益法人制度に伴う改正 収益事業を行わない人格のない社団等については、市民税を非課税とする。 人格のない社団等、公益法人等で資本金の額又は出資金の額を有しない法人について、均等割は最低税率を適用する。
	固定資産税	・住宅の省エネ改修促進税制の創設 平成20年1月1日にある住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅は除く）について、省エネ基準に適合する旨の書類を添付して改修後3月以内に申告がされた場合には、改修工事が完了した年の翌年度に限り、その住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり120㎡相当分が限度）の3分の1を減額する。
20. 9. 19	市民税	・地方公共団体に対する寄附金税制の見直し ア 適用限度額を超える部分について、所得割額の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額を控除する。 イ 控除方法を所得控除から税額控除に改める。 ウ 寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引き下げる ・上限額 総所得金額等の25%→総所得金額等の30% ・適用下限額 10万円→5千円 ・上場株式等の譲渡所得・配当所得等に対する課税の見直し ア 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率10%（うち住民税3%）を、平成20年末をもって廃止する。平成21年以降は20%（うち住民税5%）とする。 イ 特例措置として、平成21年と平成22年の2年間は、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について10%（うち住民税3%）の税率を適用する。 ウ 上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。 ・公益法人制度改革に伴う法人住民税均等割の措置 ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する。 イ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とする。 ・個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入 ア 対象者

年月日	科目	改正内容
20. 12. 15	市民税	<p>個人住民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方（ただし、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方や特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方については対象としない。）</p> <p>イ 対象税額 公的年金等に係る所得に対する所得割額と均等割額</p> <p>ウ 徴収方法 年6回の特別徴収対象年金給付の支払の際には特別徴収の方法により行う。</p> <p>エ 実施日 平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付から実施する。</p> <p>・個人住民税における寄附金税制の拡充</p> <p>ア 寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち地域における住民の福祉の増進に寄附するものとして市が指定したものを追加（寄附金控除対象法人名は伊達市税条例施行規則に規定）</p> <p>イ 従前の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道民税について4%、市民税について6%とし、この場合において、北海道が指定した寄附金については道民税から、市が指定した寄附金については市民税からそれぞれ控除する。</p>
21. 3. 31	市民税	<p>・優良住宅地造成等のための長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。</p> <p>・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の軽減税率の適用期限の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%軽減税率（市民税1.8%、道民税1.2%）とする。</p>
21. 6. 4	固定資産税	<p>・特例措置の創設 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産について、非課税とする。</p> <p>・土地の負担調整措置</p> <p>ア 商業地等の宅地 平成18年評価替えの負担調整措置を継続</p> <p>イ 住宅用地 平成18年評価替えの負担調整措置を継続</p> <p>・長期優良住宅に対する軽減措置</p> <p>ア 対照要件（①から③までの要件すべてを満たす場合） ①市建築課で長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅</p>

年月日	科目	改正内容
21. 6. 4	固定資産税	<p>②平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅</p> <p>③居住部分の床面積が50㎡以上（1戸建て以外の賃貸住宅にあっては40㎡以上）280㎡以下であること。</p> <p>※併用住宅の場合は居住用の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること</p> <p>イ 軽減となる額 住宅部分床面積が120㎡相当分までを限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額</p> <p>ウ 減額の期間 ①一般の住宅（②以外の住宅） 新築後5年間 ②3階建て以上の中高層耐火住宅等 新築後7年間</p> <p>エ 申告の時期 新築した翌年の1月31日までに、申告書に長期優良住宅の認定書を添付の上、提出</p>
21. 6. 16	市民税	<p>・住宅ローン減税の拡充及び個人住民税における住宅ローン特別控除の創設</p> <p>平成20年限りとされていた所得税の住宅ローン特別控除について、適用期間が5年間延長されるとともに、住宅ローン控除対象残高限度額、控除率等が改正され、それに伴い、個人市民税にも「住宅ローン特別控除制度」を創設する。</p> <p>ア 所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人市民税から税額控除する。</p> <p>① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>② 所得税の課税総所得金額等の額に100分の3を乗じて得た額（58,500円を超えるときは58,500円）</p> <p>イ 特例の期間 平成21年から平成25年までに入居した者を対象とする。</p> <p>ウ 確認の手続きのために必要な措置 給与支払報告書（源泉徴収票）等について必要な改正を行い、市に対する申告は不要とする。（税源移譲住宅ローン特別控除の経過措置分（平成11年から平成18年までに入居した者が対象）についても申告不要）</p> <p>・特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設 土地取引を活性化し内需を刺激するための施策として、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得（一定要件有）をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、この土地等に係る長期譲渡所得の金額が1,000万円（長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合は、その長期譲渡所得の金額）を控除する。</p>

年月日	科目	改正内容
22. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金の所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計金額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。
22. 6. 17	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 年少扶養控除の廃止 平成24年度から、扶養親族のうち年齢16歳未満の者に対する扶養控除を廃止する。 特定扶養控除上乘せ部分の廃止 平成24年度から、特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 生命保険料控除の改組 平成25年度から、介護保障又は医療保障を内容とした保険料について、一般生命保険料控除と別枠で所得控除が設ける。 少額株式投資非課税制度の創設 平成25年度から非課税の口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設する。
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 税率改正（平成22年10月1日から） たばこ（旧3級品以外）1,000本につき 4,618円 旧3級品たばこ 1,000本につき 2,190円
23. 6. 28	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に係る雑損控除の特例 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度市民税での適用を可能とする。 東日本大震災に係る住宅ローン減税の適用の特例 住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分市民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除 東日本大震災により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。
23. 6. 30	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金税制の拡充 ア 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附であっても、条例において個別に指定することにより、市民税の寄附金税額控除の対象とすることができる。 イ 個人市民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げ
	市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 租税罰則の見直し 国税の見直し内容にあわせた所要の罰則の見直し 過料3万円を10万円に引き上げ
23. 12. 15	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に係る雑損控除の特例 平成23年度6月28日の改正について、損失対象金額等の取扱を

年月日	科目	改正内容
24. 3. 21	市 民 税	<p>一部修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の均等割の引上げ 平成26年度から平成35年度までの間、500円引き上げて年額3,500円とする。 退職所得に係る個人市民税の10%税額控除の廃止 平成25年1月1日以後に支払われる退職所得等について適用する。
	市 た ば こ 税	<ul style="list-style-type: none"> 税率改正（平成25年4月1日から） たばこ（旧3級品以外）1,000本につき 5,262円 旧3級品たばこ 1,000本につき 2,495円
24. 3. 31	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> 年金所得者の申告手続の簡素化 寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。
	固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長（平成24年度～平成25年度） 土地の負担調整措置を3年延長（平成24年度～平成26年度） 住宅用地特例（特例割合6分の1又は3分の1）を継続 住宅用地の据置特例 平成25年度までの経過措置（負担水準90%以上の住宅用地に適用）を講じた上で平成26年度に廃止する。 下水道法に定める公共下水道使用者が設置する除害施設に係る課税標準の特例措置 下水道除害施設について、課税標準をその価格の4分の3の額とし、取得期限を平成27年3月31日まで延長する。 特定都市河川浸水被害対策法に定める一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置 雨水貯留浸透施設について、課税標準をその価格の3分の2の額とし、取得期限を平成27年3月31日まで延長する。
	都 市 計 画 税	<ul style="list-style-type: none"> 土地の負担調整措置を3年延長 住宅用地特例（特例割合3分の1又は3分の2）を継続 住宅用地の据置特例 平成25年度までの経過措置を講じた上で平成26年度に廃止する。
25. 3. 30	固定資産税・都 市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に定める管理協定の対象となった協定倉庫に係る課税標準の特例措置を新設 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された協定倉庫について、協定締結後5年度間は課税標準をその価格の3分の2の額とする。
25. 6. 26	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する制度を、平成29年12月31日までの入居に4年間延長する。 なお、居住年が26年4月から29年12月までの間である場合、控除限度額は課税総所得金額の100分の4.2（81,900円を超えると

年月日	科目	改正内容
25. 6. 26	賦課徴収	<p>きは81,900円) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 延滞金の割合等の特例（平成26年1月1日から） <ul style="list-style-type: none"> (1) 延滞金 <ul style="list-style-type: none"> ①年14.6%の割合 → 特例基準割合+7.3% ②年 7.3%の割合 → 特例基準割合+ 1% ③法人市民税の納期限延長に係る特例 → 特例基準割合 <ul style="list-style-type: none"> ※ 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項により財務大臣が告示した割合に1%を加えた割合をいう。 (2) 還付加算金 <ul style="list-style-type: none"> 年 7.3%の割合 → 特例基準割合
25. 9. 25	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 年金特徴の仮特別徴収税額等を見直し（平成28年10月1日から） 公的年金の支払をする際に徴収する個人市民税の仮特別徴収税額を、公的年金に係る前年度分の個人市民税の2分の1に相当する額とする。 上場株式等の配当所得等に係る特例（平成29年1月1日から） 上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子を対象に追加する。 株式等の譲渡所得等の分離課税を改組（平成29年1月1日から） 株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る分離課税と上場株式等に係る分離課税に改組する。 条約適用配当等に係る特例 条約適用配当等の対象に特定公社債等の利子等を追加する。
26. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の課税の特例 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限を平成30年度まで延長する。 優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限を平成29年度まで延長する。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を平成27年度まで2年延長 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設
26. 6. 24	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 法人市民税の法人税割の引下げ 法人税割 100分の12.1（平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用）
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 税率の引上げ（平成27年4月1日から適用。ただし、3輪以上の軽自動車にあつては同日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから新税率を適用） <ul style="list-style-type: none"> (1) 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> ① 50cc以下 2,000円 ② 90cc以下 2,000円 ③ 125cc以下 2,400円 ④ 3輪以上 3,700円

年月日	科目	改正内容
27. 3. 31	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化特例（軽課）の導入 平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等（三輪以上）について、その燃費性能に応じて税率を軽減する（平成28年分の軽自動車税について適用）。 ・二輪車の税率の引上げを延期 原動機付自転車等の二輪車の税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。
27. 4. 1	組織の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課内に収納対策室を新設
27. 6. 25	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品の製造たばこの特例税率を廃止 特例税率を廃止し平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間で段階的に税率を引き上げる。
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・申請による換価の猶予制度を創設 徴収猶予及び換価猶予の手続きを地域事情に応じて見直し納税者の負担軽減を図り、早期に的確な納税履行を確保するため次の規定を条例に定める（平成28年4月1日から適用） <ol style="list-style-type: none"> (1) 徴収の猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法 (2) 申請による換価の猶予に係る申請期限 (3) 徴収の猶予及び申請による換価の猶予申請書の記載事項や書類等を訂正する場合の提出期限
28. 3. 31	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を平成29年度まで2年延長
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化特例（軽課）を平成29年3月31日まで1年延長 ・減免申請の提出期限を地域事情に応じて見直し納期限まで延長
28. 12. 15	市民税・固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請の提出期限を地域事情に応じて見直し納期限まで延長（平成29年4月1日から適用）
	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除に特定一般用医薬品（スイッチOTC薬）等購入に係る特例を創設（平成30年1月1日から適用） ・個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動(NPO)法人を別表に指定
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化特例（軽課）の適用期限を1年間延長（平成29年4月1日から適用）
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の見直し 修正申告又は税額を増加させる更正があった場合に、その延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。
29. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の課税に係る特例の延長 <ol style="list-style-type: none"> (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限を平成33年度まで延長する。 (2) 優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限を平成32年度まで延長する。
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に係る軽減措置の拡充 災害発生時の納付期限の延長・徴収の猶予・減免等の個別措置に加えて、被災地の復旧・復興に遅延なく手当てできるよう税制上の負担軽減措置を条例に定める。

年月日	科目	改正内容
29. 9. 29	軽自動車税 市民税	<p>(1)被災代替家屋・償却資産に係る特例の創設 被災者生活再建支援法の適用区域内で、震災等により滅失・損壊した家屋や償却資産に代わるものとして市長が認める家屋や償却資産を取得した場合について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当初4年間に限り、その価格の2分の1に軽減する。</p> <p>(2)被災住宅用地特例の拡充 被災市街地復興推進地域において、被災住宅用地（震災等により滅失・損壊した住宅の敷地）が賦課期日に住宅の再建がされていない場合、住宅用地特例が適用されるよう、発生後の2ヶ年分は住宅用地特例をみなし適用する期間を4ヶ年分に拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による負担軽減措置 地域事情に応じた課税標準の軽減割合を条例に定める。 <p>(1)保育の受け皿整備の促進のための税制措置の拡充 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1に軽減する。</p> <p>(2)待機児童解消に向けた課題である保育の受け皿整備の促進のための税制措置の創設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども子育て支援法に基づく補助を受けた事業者が保育施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合、施設の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当初5年分に限り2分の1に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化特例（軽課）の適用期限を平成31年3月31日取得分まで2年間延長 ・法人市民税の法人税割を引下げ 法人税割 100分の8.4（平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用） ・個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除を期間延長 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する制度（住宅ローン減税）を平成33年12月までの2年半延長する。
30. 3. 31	都市計画税 軽自動車税 固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率を100分の0.3に引上げ（平成30年1月1日から適用） ・現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更し「環境性能割」を創設 環境性能割の税率は、新車中古車を問わず燃費基準値達成度に応じて決定し、非課税・1%・2%の3段階とし、当分の間、北海道に賦課徴収を委任し、税収の一定割合が交付される（平成31年10月1日から適用） ・土地に係る負担調整措置を平成32年度まで3年延長 ・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による負担軽減措置 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準について、当初5年分を3分の2に軽減する特例の適用期

年月日	科目	改正内容
30. 6. 28	賦課徴収 市民税 市たばこ税 固定資産税	<p>限を平成31年3月31日までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税に係る延滞金の見直し <p>納期限を延長した場合の法人市民税の延滞金に関して、申告後に減額更正がされ、その後、増額更正があった場合においては、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）の内、延長後の申告期限前に納付がされていた部分について、その納付がされていた期間を控除して計算する特例を定める。</p> ・個人市民税の非課税限度額の引上げ <p>障害者・未成年者・寡婦（寡夫）に対する非課税措置の所得要件を135万円以下（現行 125万円以下）に引上げ（平成33年1月1日から適用）</p> ・年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し <p>公的年金等の所得以外に所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合、住民税申告書の提出を不要とする（平成31年1月1日から適用）</p> ・個人市民税の基礎控除額に所得要件を創設 <p>基礎控除額に所得要件を設け、高額所得者に対しては控除額が逡減・消失する仕組み（所得金額が2,400万円を超えるような、特に高額所得者に限り、段階的に基礎控除額を43万円から逡減し、2,500万円超えからは適用しない）を導入する（平成33年1月1日から適用）</p> ・個人市民税の調整控除額に所得要件を創設 <p>給与所得と年金所得の両方を有する場合、負担が変わらないような措置とし、片方に係る控除のみが減額される。</p> ・大法人の法人住民税に係る申告提出を電子申告に義務化 <p>資本金1億円を超える法人に対して、eL TAXによる電子申告を義務化する（平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用）</p> ・たばこ（旧3級品以外）の税率を3段階で引上げ <p>(1)平成30年10月1日から1,000本につき5,692円とする。 (2)平成32年10月1日から1,000本につき6,122円とする。 (3)平成33年10月1日から1,000本につき6,552円とする。</p> ・加熱式たばこの課税方式の見直し <p>喫煙用製造たばこに新たに「加熱式たばこ」の区分を新設し、課税の仕組みは「重量」と「価格」を紙巻きたばこに本数換算する方式に変え、平成30年10月1日から5年間で段階的に引上げる。</p> ・償却資産に係る固定資産税の負担軽減措置を新設 <p>生産性向上特別措置法に基づき、生産性向上に向けた地域の中小企業による設備投資を促進することを目的に、固定資産税の課税標準を当初の3年分について、零（ゼロ）に軽減する特例を条例に定める。</p>

年月日	科目	改正内容
30. 9. 26	都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に係る都市計画税の課税標準の特例を追加 空き地や空き家の利用を促し、街の賑わいを創出することを目的に改正された都市再生特別措置法の規定による法人が立地誘導促進施設協定制度に基づき、土地を所有又は無償で借り受けて管理する場合、その土地及び償却資産について、都市計画税の課税標準を当初3年分に限り3分の2に軽減する特例を平成32年3月31日まで実施する。
31. 3. 29	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充 消費税10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合について、控除期間を3年間延長する。
R元. 5. 17	軽自動車税 市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・経年した軽自動車の重課に係る特例措置を平成31年度限りとする。 ・個人市民税の寄附金税額控除の見直し いわゆる“ふるさと納税”の対象となる寄附金を特例控除対象寄付金*と定める。（令和元年6月1日から適用） *特例控除対象寄付金～総務大臣が指定する都道府県又は市区町村に対する次の基準に適合する寄附金 (1) 寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること。 (2) 返礼品を送付する場合は、地場産品とし、かつその返礼割合を3割以下とすること。
元. 7. 4	市民税 軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の非課税対象者に単身児童扶養者を追加 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻していない者、又は配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を非課税の対象に加える。（令和3年1月1日から適用） ・環境性能割の臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減する。（令和元年10月1日から適用） ・種別割の軽課の特例措置の延長 種別割のグリーン化特例（軽課）に係る特例措置を令和3年度までの2年間延長する。（令和元年10月1日から適用） ・種別割の軽課の見直し 令和4年度及び令和5年度の種別割のグリーン化特例（軽課）の適用対象を電気自動車等に限定する。（令和3年4月1日から適用）

令和元年度

市税概要

令和元年12月発行

編集 伊達市企画財政部税務課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

電話 (0142)23-3331
